

瑞穂市障がい者総合支援プラン

～ 心がかよい ともに暮らせる

やさしいまちをめざして ～

平成 30 年 月
瑞 穂 市

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	法令等改正の動き	2
3	計画の位置付け	6
4	計画の期間	8
5	計画の対象	8
6	計画の策定体制	8
第 2 章	瑞穂市の現状	9
1	障がいのある人を取り巻く状況	9
2	第 4 期障害福祉計画の実績について	20
3	施設のサービス状況	21
4	アンケート調査結果の概要	21
第 3 章	計画の考え方	36
1	計画の基本理念	36
2	計画の基本目標	37
3	施策の体系	38
第 4 章	第 2 次瑞穂市障害者計画	39
1	総合的な生活支援の体制づくり	39
(1)	保健・医療	39
(2)	福祉	42
(3)	相談・情報提供・人材育成	44
2	共生社会の基盤づくり	47
(1)	療育・保育・教育	47
(2)	雇用・就業	50
(3)	スポーツ・レクリエーション、文化活動	53
3	すべての人にやさしいまちづくり	55
(1)	まちづくり	55
(2)	啓発・広報	58

第 5 章	第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画	61
1	基本指針について	61
2	平成 32 年度の成果目標	63
3	障害福祉サービス等の利用見込みと確保方策	68
4	障害児福祉サービス等の利用見込みと確保方策	78
第 6 章	計画の推進	80
1	計画の進行管理	80
2	関係機関・団体との連携	81
3	総合的な推進体制	81
4	庁内相互の連携	82

資料編



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいの重度化と障がいをもつ方の家族介護者の高齢化が進む中で、福祉ニーズは多様化・複雑化しています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しており、2020（平成 32）年東京パラリンピック競技大会を契機としています。

国においては、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されました。平成 28 年 4 月には「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、翌 5 月には、障がい福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立し、生活と就労の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化に対応できる体制づくりが求められています。

平成 26 年 1 月には「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成 28 年 4 月には障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されています。

瑞穂市（以下「本市」）では、平成 20 年に障がい者施策の基本計画である「瑞穂市障害者計画」を策定し、平成 27 年 3 月には障がい福祉サービスの見込み量の確保の計画である「第 4 期瑞穂市障害福祉計画」を策定して推進を図ってまいりました。この度、第 4 期障害福祉計画の計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、障害者計画についても 1 年前倒して、障がい者を取り巻く施策の変化に的確に対応し総合的に推進するために統合して、新たに平成 30 年度を初年度とした計画を策定します。策定に当たり、国際社会や国・県の動向やアンケート調査の結果等を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障がい福祉サービスの需要などを検討し、施策の充実を図ります。また、児童福祉法の改正に伴う「第 1 期瑞穂市障害児福祉計画」についても、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、障害福祉計画と同様に、一体として策定します。

2 法令等改正の動き

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

(3) 障害者自立支援法の施行と改正

平成 18 年 4 月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障がいのある人及び障がいのある児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とした障害者自立支援法が施行されました。

障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みの一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。平成 24 年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障がいについても対象となることの明確化、相談支援の充実、障がい児支援の強化等の改正が行われました。

(4) 児童福祉法の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

（５）障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

（６）障害者総合支援法の改正と施行

従来の障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正・施行され、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

（７）障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされています。

（８）障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

(9) 障害者雇用促進法の改正と施行

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

(10) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

(11) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

(12) 地域共生社会の推進

平成 29 年 6 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、地域共生社会の実現に向け以下の内容が示されました。

① 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

② この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備。
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制。

- ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制。

③ 地域福祉計画の充実

- ・市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。
- ・高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

障害者計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。障害福祉計画・障害児福祉計画は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である平成 32 年度の障がい者福祉の方向性をみすえたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

(2) 根拠法令

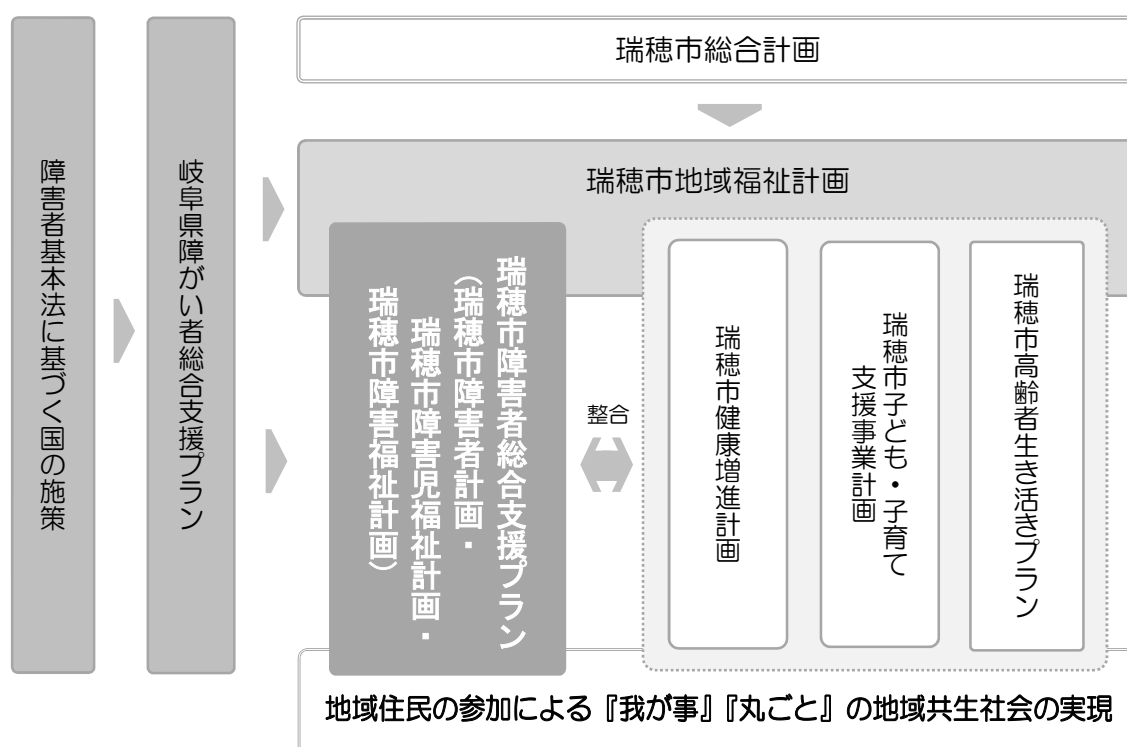
本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる法定計画で、3 計画を一体の計画として策定します。

区分	障害福祉計画	障害児福祉計画	障害者計画
根拠法令	障害者総合支援法第 88 条 「市町村は、(国の) 基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」	児童福祉法第 33 条の 20 「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。」	障害者基本法第 11 条第 3 項 「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」
計画の期間	短期（3 年） 第 5 期計画は、平成 32 年度末の目標値や平成 30～32 年度の 3 年間の見込み量を設定	短期（3 年） 第 1 期計画は、平成 32 年度末の目標値や平成 30～32 年度の 3 年間の見込み量を設定	中長期(概ね 5～10 年程度)
位置づけ	国の「障害者基本計画」および岐阜県の「岐阜県障害者総合支援プラン」を基本とした、瑞穂市総合計画の部門計画	障害者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標の設定	障害者計画の児童における福祉サービスの具体的な数値目標の設定

(3) 関連計画

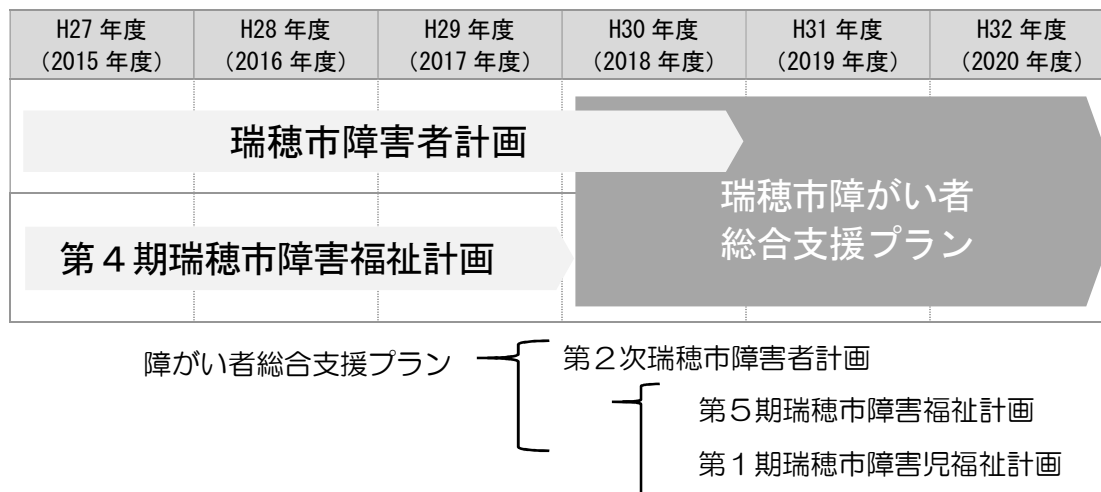
策定にあたっては、「瑞穂市第2次総合計画」を上位計画として、関連する「瑞穂市地域福祉計画」「瑞穂市高齢者生き生きプラン」「瑞穂市子ども・子育て支援事業計画」といった、本市における保健、福祉等に関連する他の計画との整合性を保ちながら策定します。

また、障害者基本法に基づく国の施策や岐阜県障がい者総合支援プランを踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



4 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から 32 年度までの 3 年間を計画期間とし、3 年後に見直します。



5 計画の対象

本計画における障がいのある人とは、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

本計画は、福祉のみならず、保健・医療、教育・保育、雇用・就業、スポーツ・文化芸術、防災・まちづくり、市民協働など、障がい者施策全般についての計画であり、障がいのある人もない人も地域の中で相互に支え合いながら暮らすためには、障がいのある人に対する理解と認識を深めることが重要です。そのため本計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民を対象とします。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、学識経験者や関係機関、障がい者団体代表や公募の市民にて構成する「瑞穂市障害者計画等策定委員会」を設置し、計画策定について協議・検討を行いました。

また、障がいのある人の参加を図り、意見、要望を反映させるため、アンケート調査を実施しました。



瑞穂市の現状

1 障がいのある人を取り巻く状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は、年々増加しており、平成 28 年度で 53,909 人となっています。平成 24 年度に対する年齢別の増加率は、18 歳未満が 1.33%、18 歳以上が 3.13% となっています。

人口の状況（各年度 3 月 31 日現在）

単位：人

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率 平成 24 年度 → 平成 28 年度
18 歳未満	10, 312	10, 114	10, 477	10, 520	10, 449	1. 33%
18 歳以上	42, 141	42, 708	42, 794	43, 079	43, 460	3. 13%
総人口	52, 453	52, 822	53, 271	53, 599	53, 909	2. 78%

資料：市民課

(2) 身体障害者手帳所持者の推移

本市の身体障害者手帳交付者は、平成 26 年度まで増加していましたが、平成 27 年度以降減少しており、平成 28 年度で 1,570 人となっています。平成 23 年度に対する年齢別の増加率は、18 歳未満が 30.30%、18 歳以上が 2.07%となっています。

身体障害者手帳所持者数（各年度 3 月 31 日現在）

単位：人

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率 平成 23 年度 → 平成 28 年度
18 歳未満	33	37	39	42	42	43	30.30%
18 歳以上	1,496	1,507	1,544	1,582	1,565	1,527	2.07%
総数	1,529	1,544	1,583	1,624	1,607	1,570	2.68%

資料：福祉生活課

(3) 療育手帳所持者の推移

本市の療育手帳交付者は、年々増加しており、平成 28 年度で 402 人となっています。平成 23 年度に対する年齢別の増加率は、18 歳未満が 34.19%、18 歳以上が 25.00%となっています。

療育手帳所持者数（各年度 3 月 31 日現在）

単位：人

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率 平成 23 年度 → 平成 28 年度
18 歳未満	117	129	142	148	144	157	34.19%
18 歳以上	196	199	209	218	238	245	25.00%
総数	313	328	351	366	382	402	28.43%

資料：福祉生活課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、年々増加しており、平成 28 年度で 272 人となっています。年齢別にみると、18 歳以上が大半を占めており、平成 23 年度に対する年齢別の増加率は、43.96%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度 3 月 31 日現在）

単位：人

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	増加率 平成 23 年度 → 平成 28 年度
18 歳未満	3	3	6	5	8	10	233.33%
18 歳以上	182	198	215	231	240	262	43.96%
総数	185	201	221	236	248	272	47.03%

資料：福祉生活課

(5) 難病患者の状況

本市の指定難病認定者数は、増加傾向にあり、平成 28 年度で 285 人となっています。

指定難病認定者数

単位：人

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総数	267	288	285

資料：岐阜保健所本巢・山県センター

(6) 障がい児の就学状況

幼稚園の状況（平成 29 年 5 月 1 日）

単位：人

区 分	ほづみ幼稚園			
	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
幼稚園数	－	－	－	1
在籍児数	82	87	84	253
在籍障がい児数	8	10	5	23
加配保育士・教員数	4	3	2	9

資料：学校教育課

小・中学校の特別支援学級の状況（平成 29 年 5 月 1 日）

単位：学級、人

区 分		学級数（学級）	特別支援 学級数（学級）	児童・生徒数 （人）	特別支援学級 児童・生徒数（人）
小学校	穂積小学校	27	3	812	18
	本田小学校	18	2	489	14
	牛牧小学校	24	2	744	10
	生津小学校	17	3	432	15
	西小学校	13	2	280	7
	中小学校	7	1	174	6
	南小学校	21	3	564	16
中学校	穂積中学校	21	2	684	12
	穂積北中学校	15	3	393	15
	巢南中学校	16	2	497	9

資料：学校教育課

特別支援学校の就学状況（平成 29 年 4 月 1 日）

単位：人

学校名	小学部	中学部
大垣特別支援学校		1
岐阜本巣特別支援学校	26	13
長良特別支援学校	1	
希望ヶ丘特別支援学校	1	1
揖斐特別支援学校		1
岐阜聾学校	1	1

資料：学校教育課

（７）障がいのある人の就労状況

市職員の障がい者雇用の状況

単位：人、％

区 分	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数	障がい者雇用人数	雇用率（％）	不足数
市職員の障がい者雇用の状況 （平成 29 年 6 月 1 日）	499.5	9	1.8	2
〃 （平成 29 年 11 月 1 日）	499.5	11	2.2	0

資料：秘書広報課

※「不足数」とは、「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障がい者雇用数」を引いた数。この不足数が「0」となる法定雇用率達成となる。

2 第4期障害福祉計画の実績について

(1) 自立支援給付事業の利用状況

① 訪問系サービス

訪問系サービスの利用状況は、以下のとおりです。（※29年度は実績見込み）

サービス名	単位	区分	第4期計画期間		
			27年度	28年度	29年度
居宅介護	人分	計画値	24	25	26
		実績値	28	30	30
	時間分	計画値	400	425	440
		実績値	358	429	430
重度訪問介護	人分	計画値	2	2	2
		実績値	2	1	1
	時間分	計画値	650	650	650
		実績値	435	278	300
同行援護	人分	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	時間分	計画値	20	20	20
		実績値	13	19	20
行動援護	人分	計画値	3	3	3
		実績値	3	4	4
	時間分	計画値	15	15	15
		実績値	26	35	40
重度障害者等包括支援	人分	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	時間分	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況は、以下のとおりです。（※29年度は実績見込み）

サービス名	単位	区分	第4期計画期間		
			27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	計画値	88	90	92
		実績値	90	91	95
	人日分	計画値	1,720	1,760	1,800
		実績値	1,745	1,761	1,872
療養介護	人分	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
自立訓練（機能訓練）	人分	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
	人日分	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人分	計画値	2	2	2
		実績値	2	1	2
	人日分	計画値	20	20	20
		実績値	34	13	40
就労移行支援	人分	計画値	6	7	8
		実績値	7	7	9
	人日分	計画値	120	130	140
		実績値	94	85	105
就労継続支援（A型）	人分	計画値	41	43	45
		実績値	46	55	60
	人日分	計画値	625	666	700
		実績値	889	1,074	1,186
就労継続支援（B型）	人分	計画値	50	53	55
		実績値	45	49	56
	人日分	計画値	785	820	850
		実績値	776	889	1,052
短期入所（福祉型）	人分	計画値	18	19	20
		実績値	12	13	14
	人日分	計画値	87	91	95
		実績値	71	76	81
短期入所（医療型）	人分	計画値	2	2	2
		実績値	0	1	2
	人日分	計画値	13	14	15
		実績値	0	1	9

③ 居住系サービス

居住系サービスの利用状況は、以下のとおりです。（※29年度は実績見込み）

サービス名	単位	区分	第4期計画期間		
			27年度	28年度	29年度
共同生活援助 （グループホーム）	人分	計画値	13	15	16
		実績値	12	14	18
施設入所支援	人分	計画値	33	32	32
		実績値	34	32	30

④ 相談支援

相談支援事業の利用状況は、以下のとおりです。（※29年度は実績見込み）

サービス名	単位	区分	第4期計画期間		
			27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	計画値	45	47	49
		実績値	52	49	50
地域移行支援	人分	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
地域定着支援	人分	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0

(2) 障がい児支援の利用状況

障がい児支援

障がい児支援の利用状況は、以下のとおりです。（※29年度は実績見込み）

サービス名	単位	区分	第4期計画期間		
			27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人分	計画値	150	155	160
		実績値	146	155	160
	人日分	計画値	495	510	530
		実績値	477	490	510
放課後等デイサービス	人分	計画値	34	36	38
		実績値	48	65	85
	人日分	計画値	300	350	400
		実績値	488	741	900
保育所等訪問支援	人分	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1
	人日分	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1
医療型児童発達支援	人分	計画値	3	3	3
		実績値	4	10	11
	人日分	計画値	8	8	8
		実績値	34	72	74
障害児相談支援	人分	計画値	40	42	44
		実績値	48	56	56

(3) 地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業

地域生活支援事業の利用状況は、以下のとおりです。(※29年度は実績見込み)

サービス名	単位	区分	第 4 期計画期間		
			27 年度	28 年度	29 年度
理解促進・啓発事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	無	無	無
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	有	有	有
		実績値	無	無	無
相談支援事業					
障害者相談支援事業	か所	計画値	8	8	8
		実績値	8	8	8
基幹相談支援センター	設置の有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	実施の有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	計画値	無	無	無
		実績値	無	無	無
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	計画値	24	24	24
		実績値	7	20	25
手話通訳者設置事業	人	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	件	計画値	5	5	5
		実績値	1	5	5
自立生活支援用具	件	計画値	5	6	7
		実績値	8	9	10
在宅療養等支援用具	件	計画値	15	16	17
		実績値	14	11	17
情報・意思疎通支援用具	件	計画値	3	4	5
		実績値	12	3	5
排泄管理支援用具	件	計画値	440	470	500
		実績値	387	369	385
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	実績値	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人	計画値	1	5	5
		実績値	6（入門課程）	5（入門課程） 2（基礎課程）	5（入門課程） 5（基礎課程）

サービス名	単位	区分	第4期計画（実績）		
			27年度	28年度	29年度
移動支援事業	人分	計画値	34	37	40
		実績値	28	41	40
	時間分	計画値	2,740	3,000	3,260
		実績値	1,597	2,637	3,200
地域活動支援センター機能強化事業					
地域活動支援センター I型	箇所	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
	件数	計画値	15	15	15
		実績値	30	30	30
日中一時支援事業	人数	計画値	25	28	30
		実績値	12	6	6
訪問入浴サービス事業	人数	計画値	4	4	4
		実績値	9	5	5
自動車運転免許取得事業、 自動車改造助成事業	人数	計画値	1	1	1
		実績値	2	4	3

（４）優先調達の状況

優先調達額の状況は、以下のとおりです。（※29年度は実績見込み）

	単位	区分	第4期計画期間		
			27年度	28年度	29年度
優先調達額	万円	目標額	80	90	100
		実績値	96	114	120

3 施設サービスの状況

本市における施設利用者の状況は以下のとおりです。

施設利用者の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

単位：人

種別	施設名	所在地	本市の入所者数
入所施設	はなみずき苑	岐阜市	2
	日野恵光学園	岐阜市	1
	みどり荘	岐阜市	3
	第三恵光学園	岐阜市	3
	ひまわりの丘第二学園	関市	2
	美谷の里	関市	3
	第一陶技学園	多治見市	2
	サニーヒルズみずなみ	瑞浪市	1
	あいそら羽島	羽島市	1
	三光園	山口市	1
	幸報苑	山口市	1
	あしたの会自然の家	山口市	2
	伊自良苑	山口市	2
	生活の家桜美寮	山口市	3
	西美濃の里	揖斐郡池田町	2
	九頭竜ワークショップしずかの郷	福井県勝山市	1

資料：福祉生活課

4 アンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

瑞穂市障害者計画・瑞穂市障害福祉計画の策定の基礎資料として、調査を実施しました。

② 調査対象

瑞穂市在住の 65 歳未満である身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に悉皆（全数）調査を実施しました。

③ 調査期間

平成 29 年 1 月 31 日から平成 29 年 2 月 17 日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
全体	1,058 通	531 通	50.2%
身体障害者手帳所持者	467 通	232 通	49.7%
療育手帳所持者	347 通	187 通	53.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者	244 通	112 通	45.9%

(2) アンケート調査の結果

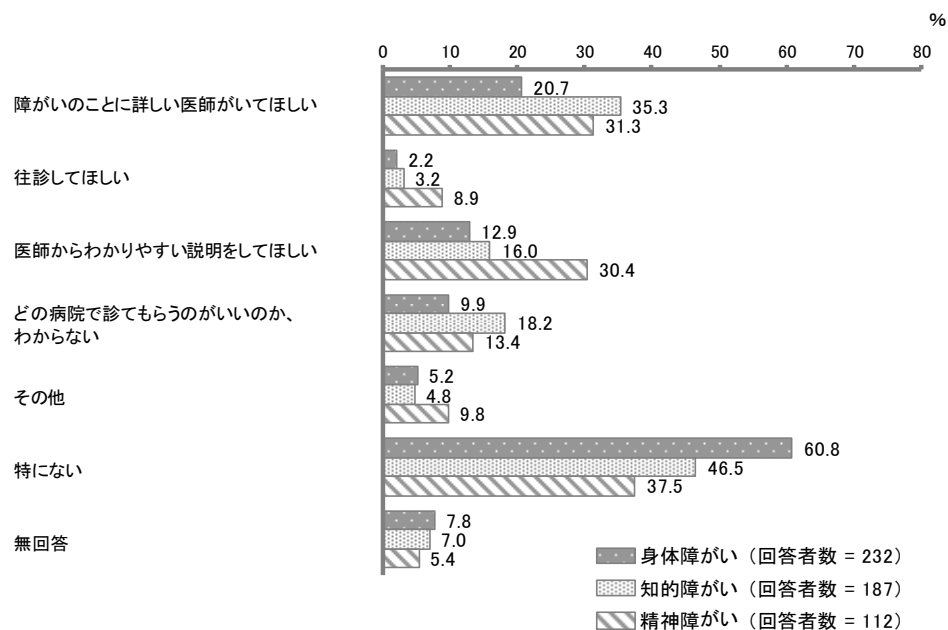
① 医療に対してふだん感じていることについて

医療に対してふだん感じていることについてみると、身体に障がいのある人では、「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」の割合が20.7%と最も高く、次いで「医師からわかりやすい説明をしてほしい」の割合が12.9%となっています。

知的障がいのある人では、「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」の割合が35.3%と最も高く、次いで「どの病院で診てもらうのがいいのか、わからない」の割合が18.2%となっています。

精神に障がいのある人では、「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」の割合が31.3%と最も高く、次いで「医師からわかりやすい説明をしてほしい」の割合が30.4%となっています。

医療に対してふだん感じていることについて



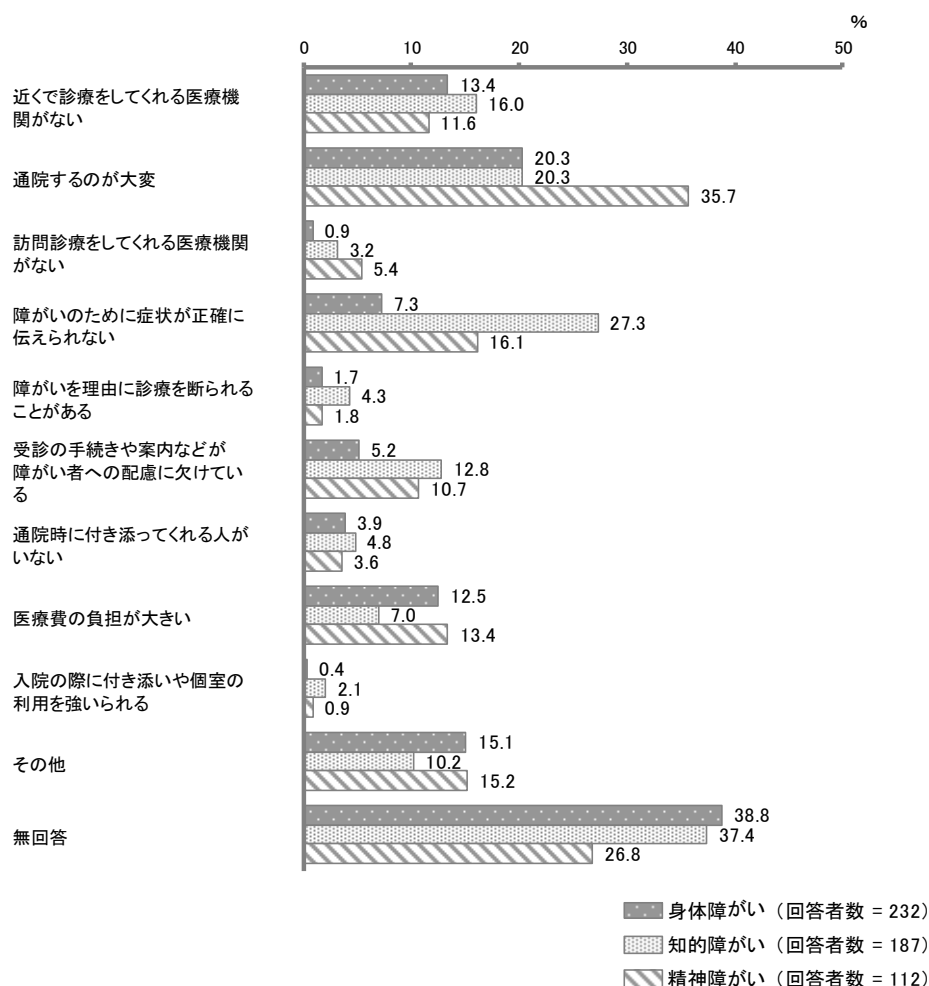
② 医療に対して困ったり、不便に思うことについて

医療に対して困ったり、不便に思うことについてみると、身体に障がいのある人では、「通院するのが大変」の割合が 20.3%と最も高く、次いで「近くで診療をしてくれる医療機関がない」の割合が 13.4%、「医療費の負担が大きい」の割合が 12.5%となっています。

知的障がいのある人では、「障がいのために症状が正確に伝えられない」の割合が 27.3%と最も高く、次いで「通院するのが大変」の割合が 20.3%、「近くで診療をしてくれる医療機関がない」の割合が 16.0%となっています。

精神に障がいのある人では、「通院するのが大変」の割合が 35.7%と最も高く、次いで「障がいのために症状が正確に伝えられない」の割合が 16.1%、「医療費の負担が大きい」の割合が 13.4%となっています。

医療に対して困ったり、不便に思うことについて

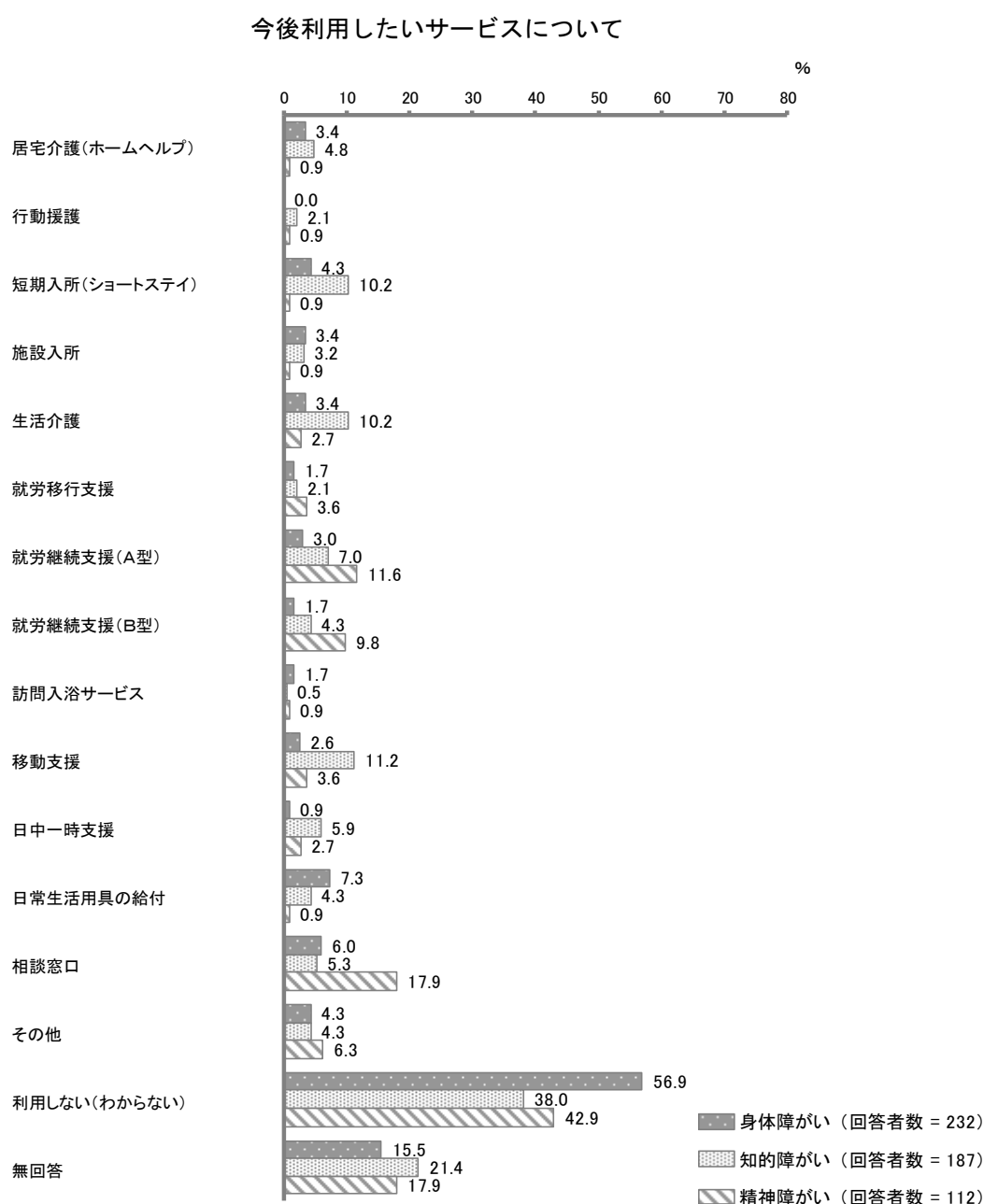


③ 今後利用したいサービスについて

今後利用したいサービスについてみると、身体に障がいのある人では、「利用しない（わからない）」の割合が56.9%と最も高くなっています。

知的障がいのある人では、「利用しない（わからない）」の割合が38.0%と最も高く、次いで「移動支援」の割合が11.2%、「短期入所（ショートステイ）」、「生活介護」の割合が10.2%となっています。

精神に障がいのある人では、「利用しない（わからない）」の割合が42.9%と最も高く、次いで「相談窓口」の割合が17.9%、「就労継続支援（A型）」の割合が11.6%となっています。



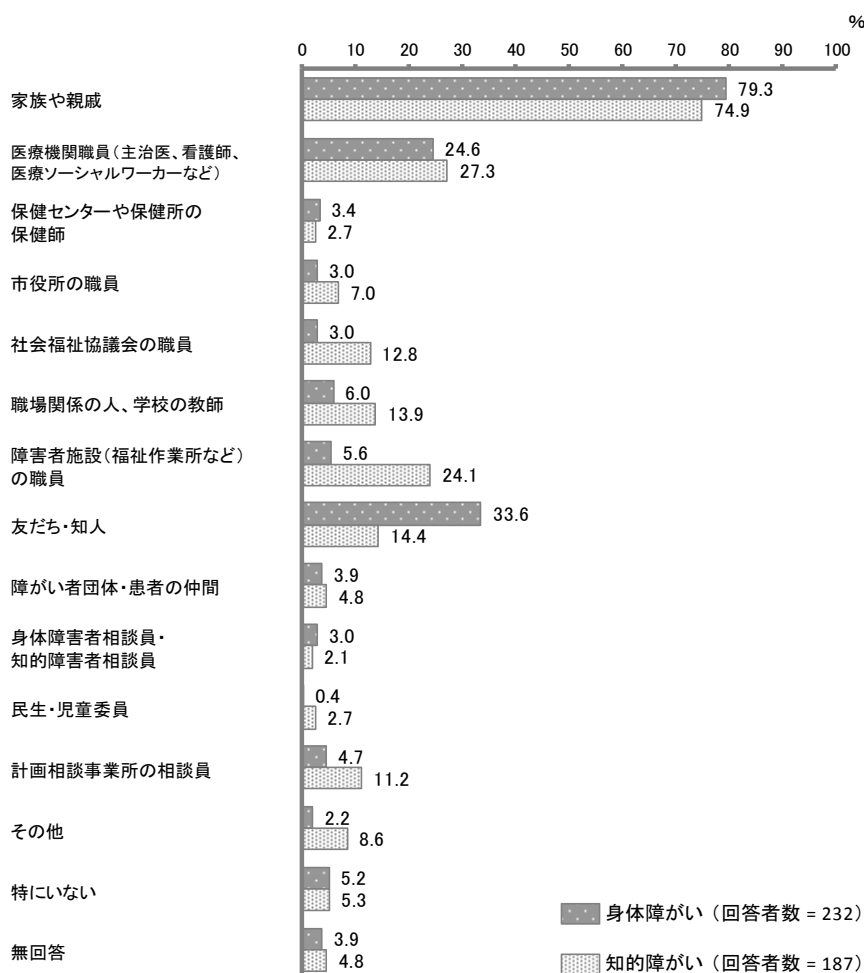
④ 悩みごとや心配ごとを相談できる人について

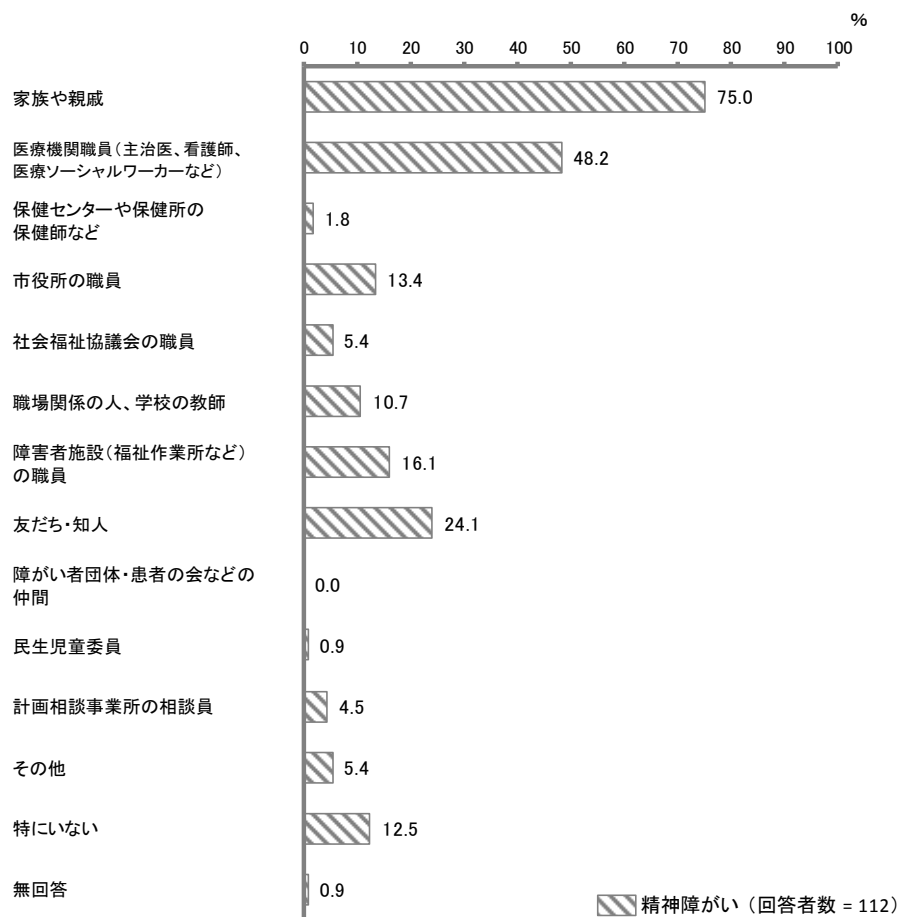
悩みごとや心配ごとを相談できる人についてみると、身体に障がいのある人では、「家族や親戚」の割合が79.3%と最も高く、次いで「友だち・知人」の割合が33.6%、「医療機関職員（主治医、看護師、医療ソーシャルワーカーなど）」の割合が24.6%となっています。

知的障がいのある人では、「家族や親戚」の割合が74.9%と最も高く、次いで「医療機関職員（主治医、看護師、医療ソーシャルワーカーなど）」の割合が27.3%、「障害者施設（福祉作業所など）の職員」の割合が24.1%となっています。

精神に障がいのある人では、「家族や親戚」の割合が75.0%と最も高く、次いで「医療機関職員（主治医、看護師、医療ソーシャルワーカーなど）」の割合が48.2%、「友達・知人」の割合が24.1%となっています。

悩みごとや心配ごとを相談できる人について





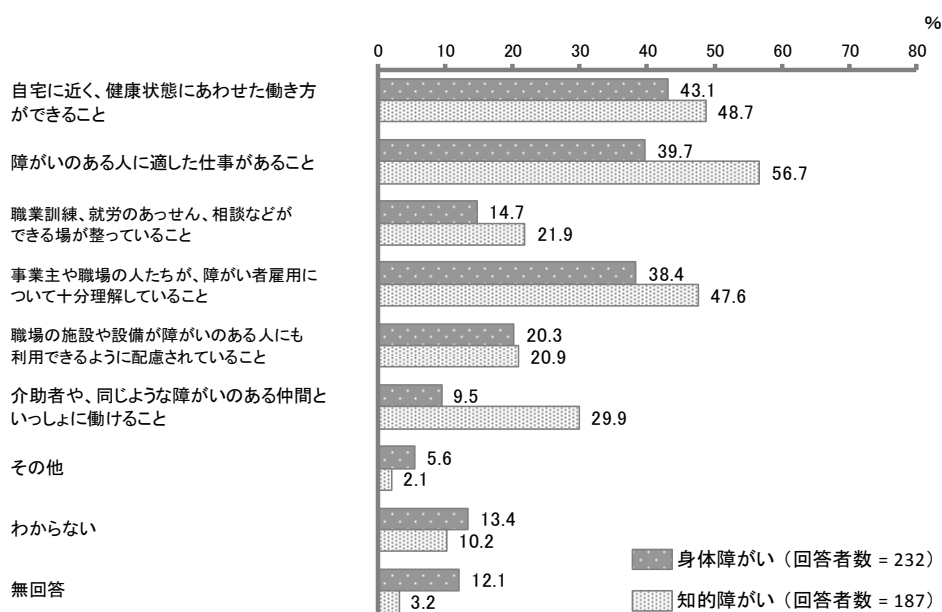
⑤ 障がい者が働くために、どのような環境が整っていることが大切かについて

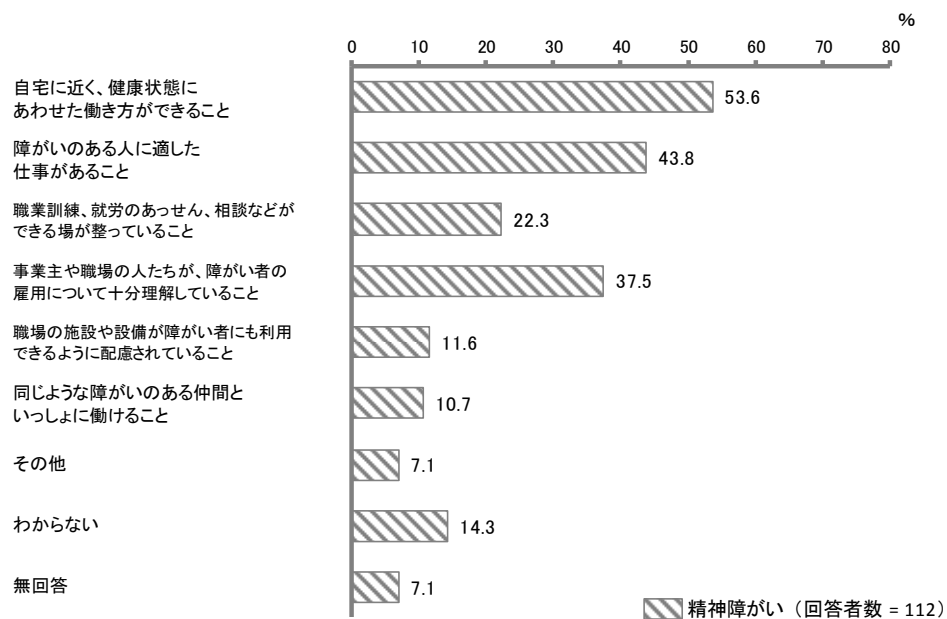
障がい者が働くために、どのような環境が整っていることが大切かについてみると、身体に障がいのある人では、「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」の割合が 43.1%と最も高く、次いで「障がいのある人に適した仕事があること」の割合が 39.7%、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」の割合が 38.4%となっています。

知的障がいのある人では、「障がいのある人に適した仕事があること」の割合が 56.7%と最も高く、次いで「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」の割合が 48.7%、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」の割合が 47.6%となっています。

精神に障がいのある人では、「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」の割合が 53.6%と最も高く、次いで「障がいのある人に適した仕事があること」の割合が 43.8%、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」の割合が 37.5%となっています。

障がい者働くために、どのような環境が整っていることが大切かについて



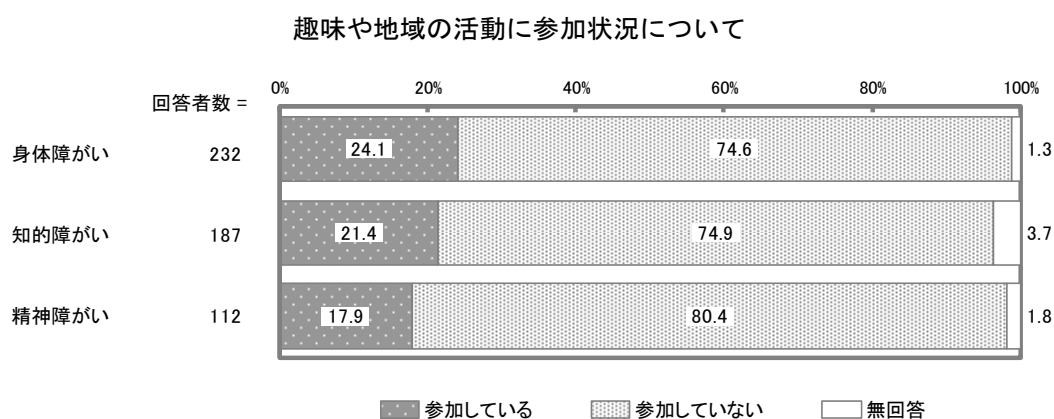


⑥ 趣味や地域の活動に参加状況について

趣味や地域の活動に参加状況についてみると、身体に障がいのある人では、「参加している」の割合が24.1%、「参加していない」の割合が74.6%となっています。

知的障がいのある人では、「参加している」の割合が21.4%、「参加していない」の割合が74.9%となっています。

精神に障がいのある人では、「参加している」の割合が17.9%、「参加していない」の割合が80.4%となっています。



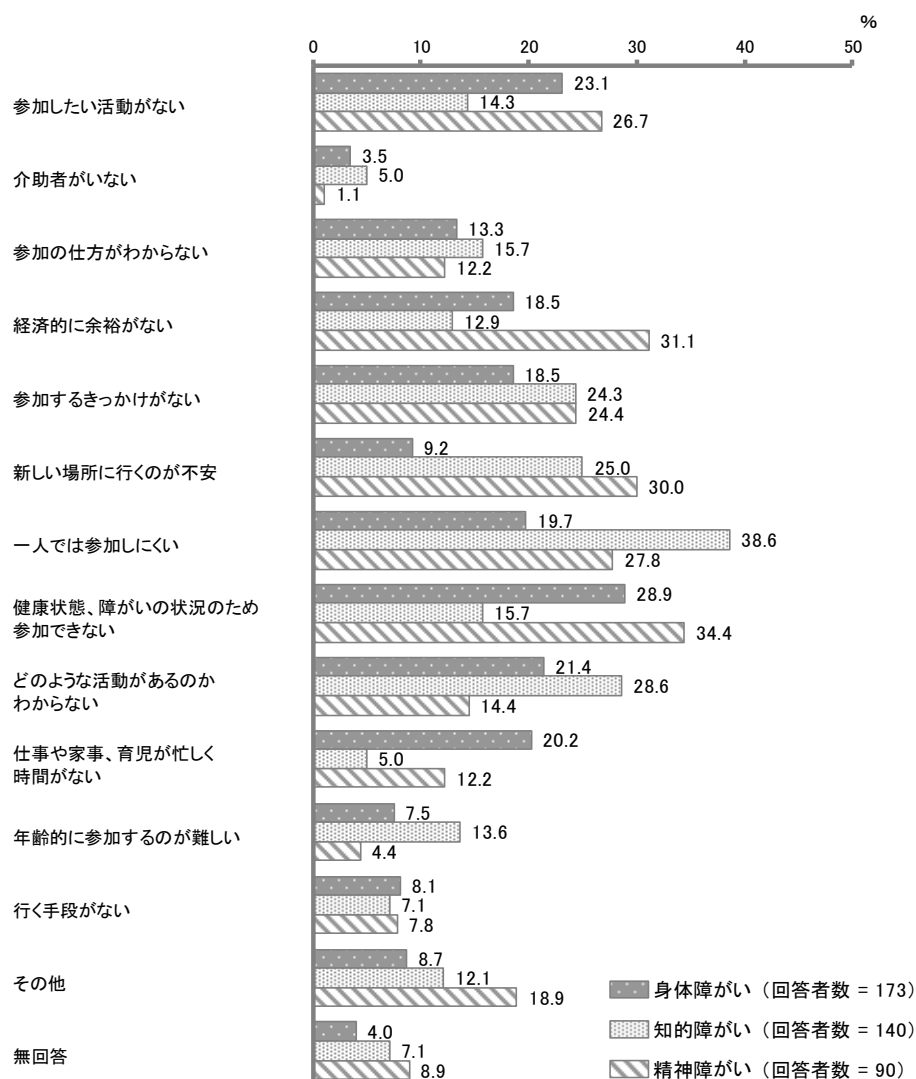
⑦ 趣味や地域の活動に参加していない理由について

趣味や地域の活動に参加していない理由についてみると、身体に障がいのある人では、「健康状態、障がいの状況のため参加できない」の割合が28.9%と最も高く、次いで「参加したい活動がない」の割合が23.1%、「どのような活動があるのかわからない」の割合が21.4%となっています。

知的障がいのある人では、「一人では参加しにくい」の割合が38.6%と最も高く、次いで「どのような活動があるのかわからない」の割合が28.6%、「新しい場所に行くのが不安」の割合が25.0%となっています。

精神に障がいのある人では、「健康状態、障がいの状況のため参加できない」の割合が34.4%と最も高く、次いで「経済的に余裕がない」の割合が31.1%、「新しい場所に行くのが不安」の割合が30.0%となっています。

趣味や地域の活動に参加していない理由について



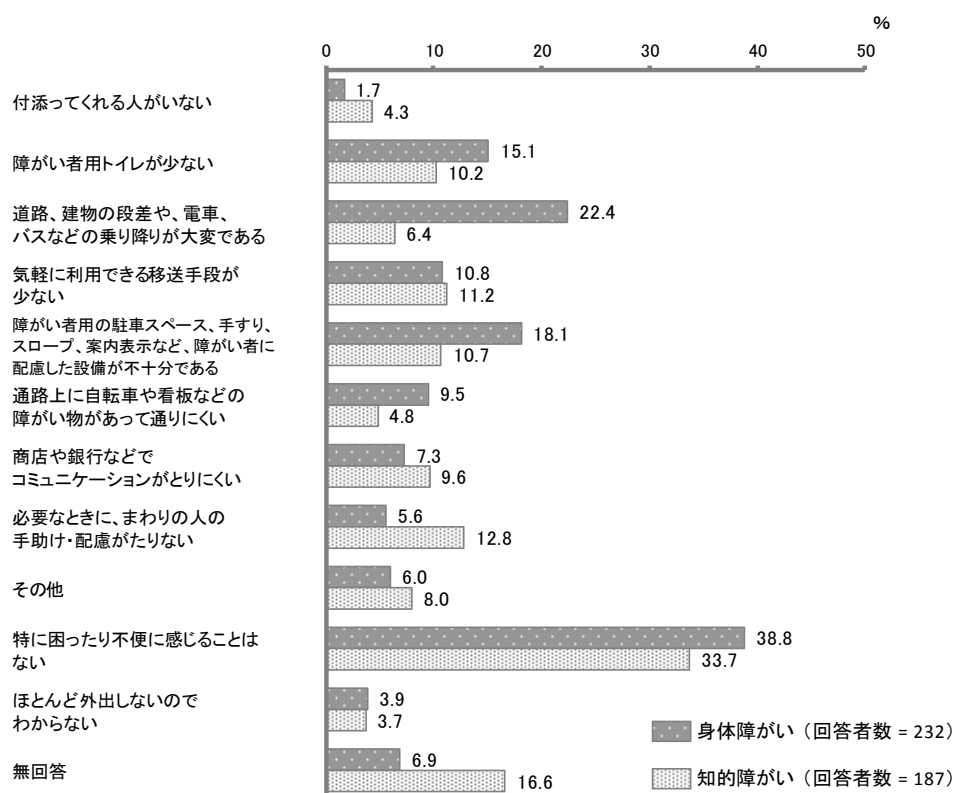
⑧ 外出の際の困りごとや不便に感じることにについて

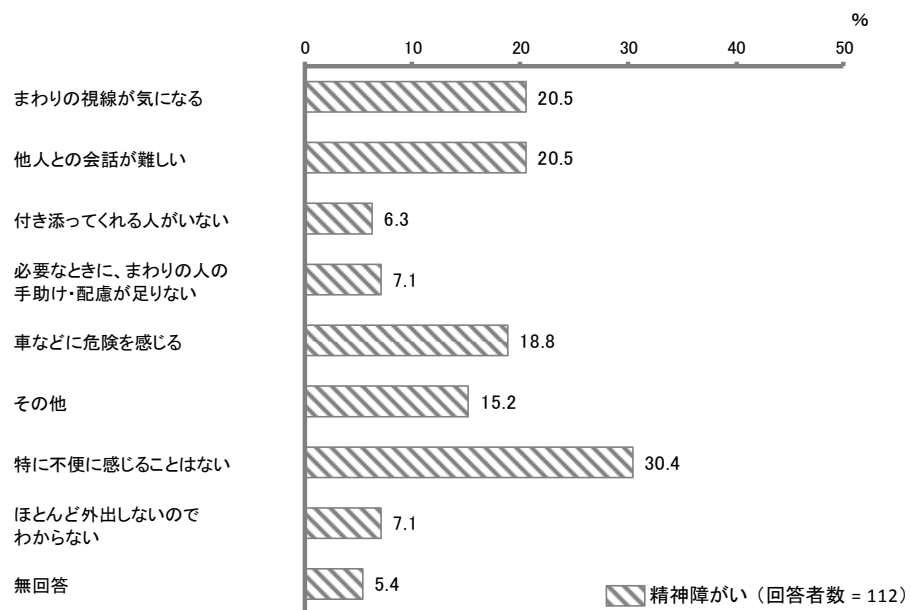
外出の際の困りごとや不便に感じることにについてみると、身体に障がいのある人では、「特に困ったり不便に感じることはない」の割合が38.8%と最も高く、次いで「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」の割合が22.4%、「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がい者に配慮した設備が不十分である」の割合が18.1%となっています。

知的障がいのある人では、「特に困ったり不便に感じることはない」の割合が33.7%と最も高く、次いで「必要なときに、まわりの人の手助け・配慮がたりない」の割合が12.8%、「気軽に利用できる移送手段が少ない」の割合が11.2%となっています。

精神に障がいのある人では、「特に不便に感じることはない」の割合が30.4%と最も高く、次いで「まわりの視線が気になる」「他人との会話が難しい」の割合が20.5%となっています。

外出の際の困りごとや不便に感じることにについて



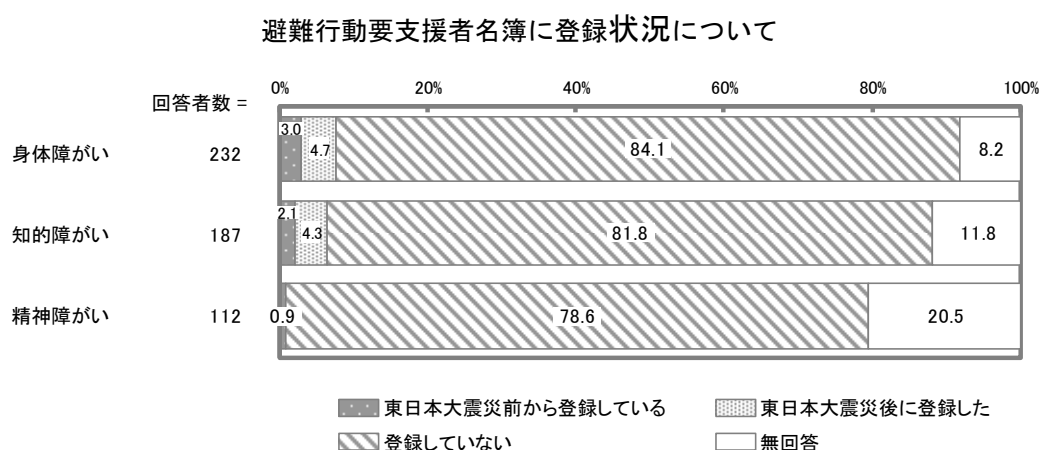


⑨ 避難行動要支援者名簿に登録状況について

避難行動要支援者名簿に登録状況についてみると、身体に障がいのある人では、「登録していない」の割合が84.1%と最も高くなっています。

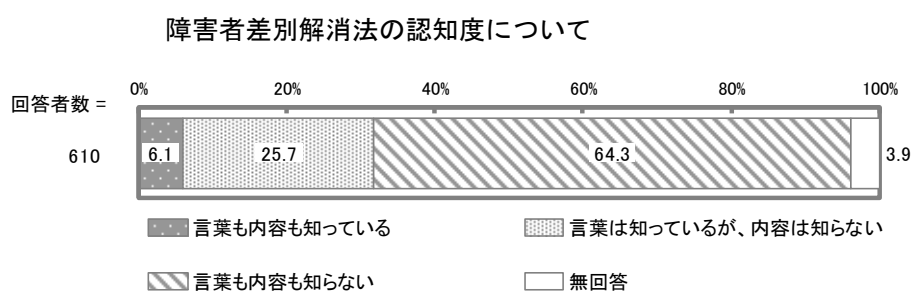
知的障がいのある人では、「登録していない」の割合が81.8%と最も高くなっています。

精神に障がいのある人では、「登録していない」の割合が78.6%と最も高くなっています。



⑩ 障害者差別解消法の認知度について

障害者差別解消法の認知度についてみると、「言葉も内容も知らない」の割合が64.3%と最も高く、次いで「言葉は知っているが、内容は知らない」の割合が25.7%となっています。



※平成28年人権に関する市民意識調査より

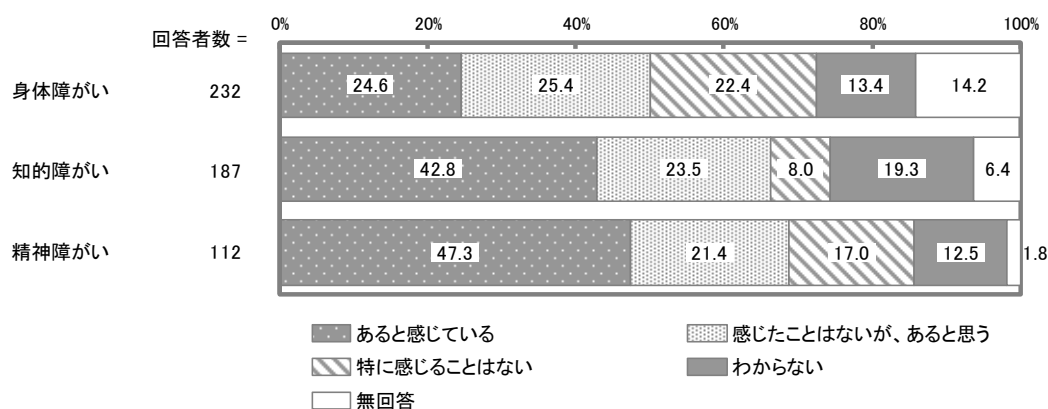
⑪ 障がいのある人への差別や偏見があると感じるかについて

障がいのある人への差別や偏見があると感じるかについてみると、身体に障がいのある人では、「感じたことはないが、あると思う」の割合が25.4%と最も高く、次いで「あると感じている」の割合が24.6%、「特に感じることはない」の割合が22.4%となっています。

知的障がいのある人では、「あると感じている」の割合が42.8%と最も高く、次いで「感じたことはないが、あると思う」の割合が23.5%、「わからない」の割合が19.3%となっています。

精神に障がいのある人では、「あると感じている」の割合が47.3%と最も高く、次いで「感じたことはないが、あると思う」の割合が21.4%、「特に感じることはない」の割合が17.0%となっています。

障がいのある人への差別や偏見があると感じるかについて



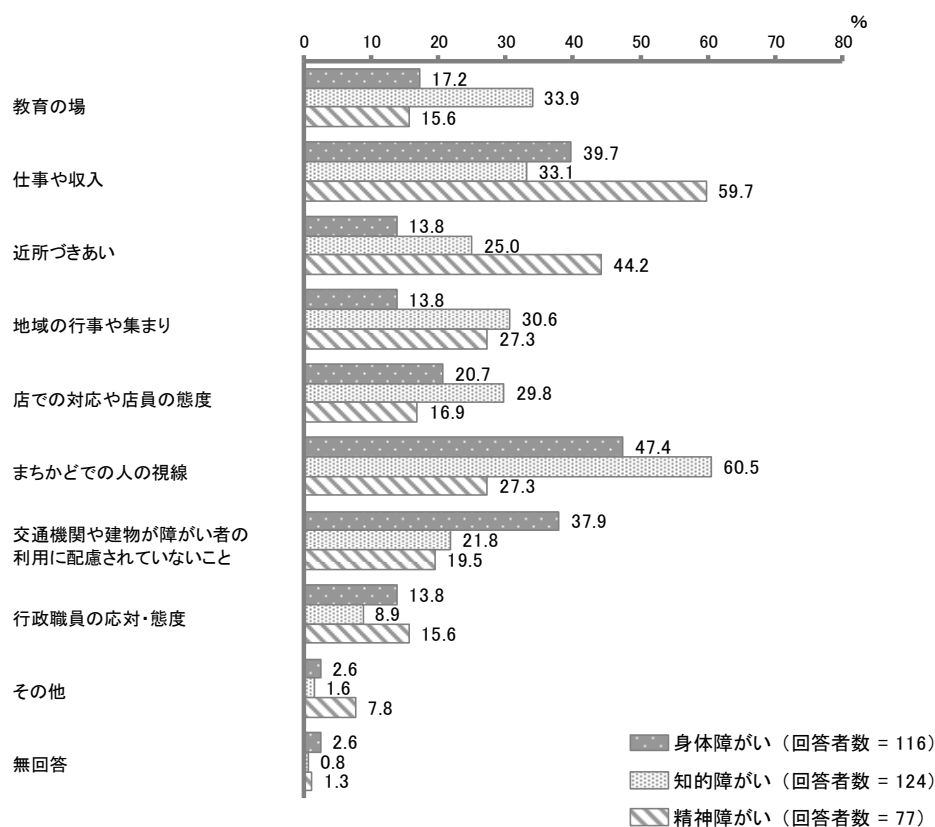
⑫ 障がいのある人への差別や偏見があるとどのような時に感じるかについて

障がいのある人への差別や偏見があるとどのような時に感じるかについてみると、身体に障がいのある人では、「まちかどでの人の視線」の割合が 47.4%と最も高く、次いで「仕事や収入」の割合が 39.7%、「交通機関や建物が障がい者の利用に配慮されていないこと」の割合が 37.9%となっています。

知的障がいのある人では、「まちかどでの人の視線」の割合が 60.5%と最も高く、次いで「教育の場」の割合が 33.9%、「仕事や収入」の割合が 33.1%となっています。

精神に障がいのある人では、「仕事や収入」の割合が 59.7%と最も高く、次いで「近所づきあい」の割合が 44.2%、「地域の行事や集まり」、「まちかどでの人の視線」の割合が 27.3%となっています。

障がいのある人への差別や偏見があるとどのような時に感じるかについて





第3章

計画の考え方

1 計画の基本理念

「瑞穂市第2次総合計画」では、分野別まちづくりの基本目標「心が通う助け合いのまち」の中で、これからの障がい者福祉施策の目指すべきまちの姿を示しています。

第2次総合計画の『目指すべきまちの姿』

○障がいのある人のライフステージに応じた、切れ目のない支援が受けられるまちになっています。

○障がいのある人もない人も共に生き、心が通う、やさしいまちになっています。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

障がいのある人もない人も、自らの生活を主体的に選択し、住み慣れた家庭や地域の中でいきいきと安心して暮らせるまちづくりのため、市民協働により、障がい者等が孤立することなく、地域の中で共生し、社会参加を実現することを目指します。

本計画では、「心がかよい、ともに暮らせるやさしいまちをめざして」という基本理念をかがげ、全ての人にとって住みよい、豊かな地域社会の構築をめざします。

心がかよい、ともに暮らせる やさしいまちをめざして

特に、基本理念や第2次総合計画の『目指すべきまちの姿』をふまえ、第4章第2次瑞穂市障害者計画の「療育・保育・教育 切れ目のない支援の仕組み」「啓発・広報 障がいを理由とする差別の解消の推進」を重点施策と位置づけ計画を推進します。

2 計画の基本目標

本計画における基本理念をもとに、生活全般における障がい者施策を展開する上で、以下の基本目標を設定することとします。

(1) 総合的な生活支援の体制づくり

障がいの予防、軽減を図るため、保健・医療サービスの充実、地域での生活を支援する福祉サービスの充実と活動の場の確保など、障がいのある人とその家族の日々の暮らしを支援します。また、障がいのある児童から高齢者までの幅広いニーズに対応できるよう関係機関との連携強化、相談支援体制を整備します。

(2) 共生社会の基盤づくり

障がいのある人が地域のなかで生活していけるための支援を充実するとともに、障がいのある人が切れ目のない支援を安心して受けることができるよう、各種関係機関との連携強化を図ります。また、障がいのある人の適性と能力に応じた就労の場の確保や、あらゆる分野の活動に参加できるよう支援します。

(3) すべての人にやさしいまちづくり

住民、民間事業者、行政が一体となり、障がいのある人を取り巻く物理的、心理的な障壁を除去し、障がいのある人が地域で安心して暮らしやすくなるような環境を整備します。また、障がいに対する正しい知識や理解の啓発活動を実施し、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 分野 〕

〔 推進施策 〕

心がかよい、ともに暮らせる
やさしいまちをめざして

1 総合的な
生活支援
の体制
づくり

保健・医療

- ① 保健サービスの充実
- ② 医療サービス・リハビリテーションの充実

福祉

- ① 在宅福祉サービスの充実
- ② 生活の場の確保

相談・情報提供・
人材育成

- ① 相談体制の充実
- ② 情報提供
- ③ 権利擁護
- ④ 発達障がいのある人への支援
- ⑤ 福祉人材の育成

2 共生社会
の基盤
づくり

療育・保育・教育

- ① 早期療育・保育の充実
- ② 学校教育の充実
- ③ 切れ目のない支援の仕組み【重点】

雇用・就業

- ① 障がいのある人の就労に対する理解促進
- ② 多様な雇用・就労の促進
- ③ 就労定着支援

スポーツ・
レクリエーション、
文化活動

- ① 生涯学習の推進
- ② 生涯スポーツ活動の推進
- ③ 情報コミュニケーション支援の充実

まちづくり

- ① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
- ② 防災・防犯対策の充実

3 すべての
人にやさ
しいまち
づくり

啓発・広報

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進【重点】
- ② 福祉教育の推進
- ③ ボランティア活動の推進
- ④ 当事者組織活動への支援



第4章

第2次瑞穂市障害者計画

1 総合的な生活支援の体制づくり

(1) 保健・医療

障がい者を軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要です。

アンケート調査結果をみると、医療について、ふだん感じていることとして「障がいのことに詳しい医師がいてほしい」が最も高くなっています。困ったり、不便に思うことは、「通院するのが大変」が身体に障がいのある人で約2割、精神に障がいのある人で3割半ば、「障がいのために症状が正確に伝えられない」が知的障がいのある人で2割半ばと最も高くなっています。

今後も、保健サービスや医療を有効利用し、障がいのある人の生活の質を高めるとともに、保健・医療サービスの提供を図ることにより、障がいの予防、早期発見、早期治療、早期支援に努める必要があります。

① 保健サービスの充実

関係機関と連携し、障がいの早期発見及び治療、早期の療育・支援に努めます。また、健康の維持・増進のため、健康診査や生活習慣病の予防、早期発見のため、健康教室や保健指導を実施するとともに、各ライフステージに応じた心と身体の健康づくり活動を支援します。

事業名	内容
障がいの特性に応じた相談体制の充実	障がいの特性に応じて相談支援の継続と調整のため、保健、医療、福祉、教育、就労などの適切な機関と連携を図り、コーディネーターや情報提供を行います。直接出向していくアウトリーチ体制の構築について検討を行います。
母子保健事業の充実	障がいの予防、早期発見、早期治療、早期支援という観点から、出産前・新生児期・乳児期・幼児期・就学期などの発達段階に応じた健康診査・相談事業の充実に努めます。また、未受診者の把握や事後検診とその後のフォロー体制の充実を図るとともに、保健、福祉、医療の縦割りの対応ではなく、ケース検討会・調整会議等を積極的に進めます。

事業名	内容
生活習慣病の予防と 早期発見による障 がいの予防	生活習慣病の予防、早期発見が障がいの予防につながることから、食生活改善等の健康教育の充実及び各種健（検）診の充実と受診率の向上を図ります。
保健所等との連携	精神障がい者が安心して地域で生活できるよう、また難病患者が安心して在宅療養ができるよう、保健所等関係機関との連携を図り、支援します。

② 医療サービス・リハビリテーションの充実

医師会、歯科医師会など関係機関と連携を図り、医療やリハビリテーションの充実に努めるとともに、医療機関の情報提供など、障がい者が医療やリハビリテーションを受けやすい環境づくりを進めます。

また、医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に取り組めます。

事業名	内容
障がい者の診療体制の整備	身近なところで安心して医療が受けられるよう、障がいのある人の利用に配慮した施設の整備、改善等受け入れ体制の促進を要請します。また、コミュニケーションに不利のある聴覚・言語・視覚障がい者のための支援体制の充実について働きかけます。
訪問歯科診療	通院が困難な障がいのある人に対する訪問歯科診療について、歯科医師会の協力を得るよう努めます。
訪問看護	高齢者だけでなく、障がいのある人も対象とした訪問看護の促進を図ります。
医療機関への福祉情報の提供	必要とする方が福祉サービスを有効に利用できるよう、各医療機関に対し、身体障害者手帳制度をはじめとする福祉制度についての情報を提供します。
医療機関におけるリハビリテーション医療体制の充実	障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するため、各医療機関におけるリハビリテーション医療の充実が図られるよう要請します。
福祉施設におけるリハビリテーション体制の充実	日常生活動作の向上や社会適応能力の回復を目的として実施する福祉施設におけるリハビリテーション体制の充実を図ります。
リハビリテーションの内容充実	障がいのある人を対象としたリハビリテーションとして、一層の内容の充実を図っていきます。
精神障がい者デイケアの充実	必要に応じて精神障がいのある人が、充実したデイケアを利用できるよう、医療機関等と協力していきます。
かかりつけ医の普及・啓発	障がいの重度化を防ぎ、健康の保持・増進を図るため、かかりつけ医の普及・啓発に努めます。
障がいの原因となる疾病等の知識の普及・啓発	障がいの原因となる疾病、外傷等の予防や早期発見・早期治療について、正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する偏見、差別や過剰な不安の除去を図ります。また、高次脳機能障がいに対する理解の普及・啓発活動に努めます。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	医療的ケアを必要とする児童が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置します。

(2) 福祉

平成18年度施行の障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障がい福祉サービスの提供が始まり、平成25年には障害者総合支援法が施行され、障がいのある人の範囲に発達障がい者や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々サービス利用量も増加しています。

アンケート調査の結果をみると、今後利用したいサービスとして、日常生活用具の給付」「短期入所」「生活介護」「移動支援」「日中一時支援」等障がいによってニーズは分散しています。

このように、福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が必要です。

① 在宅福祉サービスの充実

在宅生活を支援するための障がい福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障がいの種類にかかわらず安定したサービスの提供とニーズに応じた生活支援策の充実を図ります。日中活動を支援するため、一人ひとりの状況や意欲・能力等に応じた、入浴や食事等の介護、創作的活動等を行う生活介護、日中一時支援等の多様な活動の場の提供に努めます。

障がいのある人とその家族の高齢化を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がいのある人やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐ相談でき、必要に応じて対応できる地域生活支援拠点の整備を推進していく必要があります。

事業名	内容
障がい福祉サービスの充実	障がいのある人が主体的に自立生活を送ることができるよう、居宅介護サービスや日中活動サービス、地域生活支援事業など、サービスの供給体制整備の充実を図ります。
サービス調整機能の充実	障がいのある人が安心してサービスを利用できるよう、関係機関の連携によるサービス調整機能の充実を図ります。
サービスに関する情報提供の充実	障がいのある人が自発的に情報収集できるよう、各公共施設において障がい福祉サービスに関する情報を発信します。
介助者への支援の充実	介助する人が病気の時だけでなく、介助疲れからの解放や介助する人の社会参加を促進するため、レスパイトサービスの周知を図り、利用を促進します。
移動支援の充実	障がいのある人の地域活動や生涯学習活動への積極的な参加を支援するため、外出・社会参加手段の確保・整備を推進します。

事業名	内容
サービスの質の向上	事業所に対して、サービス従事者へ技術向上の勉強会や、障がいに対する理解に関する講習会を実施するよう働きかけ、支援します。
地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等の整備について、面的整備を基本とし、緊急時の対応など当事者や家族のニーズが高い機能から段階的に進めていくため、障害者自立支援協議会で協議を進めます。

② 生活の場の確保

障がいの状態や生活状況等に応じて、障がい者施設や共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助等を利用することにより、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場の確保に努めます。

事業名	内容
グループホームなどの整備	地域の中で、独立し自立を目指す障がいのある人の居住のためのグループホームの整備の支援など、障がいの特性や需要にあった居住の確保に努めます。
公営住宅の情報提供	障がいのある人の世帯を対象とした公営住宅の優先入居等の情報提供に努めます。
地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等の整備について、面的整備を基本とし、緊急時の対応など当事者や家族のニーズが高い機能から段階的に進めていくため、障害者自立支援協議会で協議を進めます。

(3) 相談・情報提供・人材育成

障がいの種類や障がいのある人のニーズは多様化しており、相談支援には一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。

障がいのある人は老後などの将来に対して不安を抱えている人が多く、困り事の相談相手として、「家族や親族」の割合が高くなっています。

個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるようにするためには、相談機関の周知や場の充実や情報提供の充実など、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

① 相談体制の充実

障がい者や家族が必要とする支援を受けることができるように、障がいのある人の特性に応じた情報提供の充実に加え、相談窓口の周知を図るとともに、各相談窓口及び関係機関の連携の強化を図り、住宅や介助、サービス利用、就労、権利擁護など、様々な分野にかかる相談を総合的に支援していくための体制づくりを進めます。

また地域における障がい者の相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターの設置に取り組みます。

事業名	内容
ピアカウンセリング等による相談機会の充実	在宅の障がいのある人やその家族の生活を支援し、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、福祉サービスのケアマネジメント、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリングなどについて、関連機関と調整を図ります。
相談支援体制の整備	県障がい者総合相談センター、保健所、子ども相談センター、社会福祉協議会福祉総合相談センター、地域包括支援センター等各種相談機関の連携を強化し、身近で、かつ専門性の高い情報が得られ、相談が受けられるよう体制の整備に努めます。
基幹相談支援センターの設置	地域における障がい者の中心的相談窓口、情報提供窓口としての基幹相談支援センターの設置に向けた取り組みを進めます。
情報提供の充実	障がいのある人に対する福祉サービスの充実を図るとともに、サービスについての情報提供、相談事業等の充実に努めます。
障害者自立支援協議会の機能強化	相談支援を適切に実施していくため、「瑞穂市障害者自立支援協議会」の設置による相談支援事業の運営の評価、困難事例の対応への助言・指導の確保を図ります。

② 情報提供

障がい者や家族が必要とする支援を受けることができるように、障がいのある人の特性に応じた情報提供の充実を図ります。

事業名	内容
福祉機器の貸与事業の情報提供	社会福祉協議会が行っている福祉機器の貸与事業の周知を図るとともに、福祉機器に関する情報提供を充実し、事業の利用促進に努めます。
コミュニケーション支援事業の促進	広報紙等を活用し、コミュニケーション支援事業の周知を図ります。
災害時等の情報伝達	障がいのある人に災害情報、避難所の開設情報などが伝わるように、情報伝達システムの整備に努めます。
情報提供手段の充実	図書館等において、点字サービスや朗読サービス、点訳本・朗読テープ等の充実を図り、視覚障がいのある人に対する情報提供等の充実に努めます。
基幹相談支援センターの設置	地域における障がい者の中心的相談窓口、情報提供窓口としての基幹相談支援センターの設置に向けた取り組みを進めます。

③ 権利擁護

すべての障がいのある人が安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進、虐待防止の取り組み等、権利擁護の推進に努めます。特に平成28年5月の成年後見制度利用促進法の施行を受け、認知症、知的障がいその他精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うため、地域の特性に応じた施策について検討する審議会を設置を進め、成年後見制度の利用促進を図ります。

事業名	内容
権利擁護の推進	相談窓口を通じて、成年後見制度の活用などによる権利擁護を図り、地域での自立した生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	「成年後見制度」による支援を必要とする障がいのある人のニーズを的確に捉え、制度の利用を促進します。
虐待防止の連携体制の整備	障がいのある人の虐待など、その尊厳を脅かすような事案の相談を受けた場合、権利擁護や虐待防止策のための連絡調整に努めます。 障がいのある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図ります。

④ 発達障がいのある人への支援

発達障がいに対する周囲の正しい理解を普及・啓発を行います。また、発達支援センターを核とし、乳幼児期から成人期まで途切れのない支援を行います。

事業名	内容
発達障がい支援の連携体制の整備	自閉症、アスペルガー症候群などの自閉症スペクトラム障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいを有する障がい児について、早期発見に必要な措置や就学前の発達支援など、医療、保健、福祉、教育、労働関係機関などとの連携により整備し、地域における生活支援に努めます。また、大人の発達障がいにおいては相談体制を強化するとともに、県（発達障害者支援センター）と連携し適切な支援へとつなげます。

⑤ 福祉人材の育成

障がい者が地域の中で支え合いながら暮らすため、障がいのある人も地域の一員として活躍することもふまえて、生活支援サービスの担い手育成・確保を推進します。

事業名	内容
生活支援ボランティアの育成	高齢者、障がい者の生活支援等のニーズをふまえ、社会福祉協議会と連携し、人材の把握及び育成につとめ、地域での生活支援の担い手の育成・確保につなげます。

2 共生社会の基盤づくり

(1) 療育・保育・教育

障がいの多様化などが進む中、障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが同一の場で遊びや生活を共にできるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進やすべての子どもたちの心身の発達促進のために重要であると言えます。

学校教育においては、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが学校でともに学び、互いに支え合う教育環境づくりを進めることが大切であり、今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育が可能となる体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、一貫した相談と家族等への支援の充実が必要です。

① 早期療育・保育の充実

障がいの特性や一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援が行える体制の強化に努めるとともに、家族等の障がいに対する理解を深めるための取り組みと相談体制の充実を図ります。

近年、発達障がいなど特別な配慮が必要な子どもたちが増加傾向にあることから、一人ひとりの子どもの特性に応じたきめ細かな対応が求められており、障がいや発達に課題のある子どもの保育・療育のために、保育体制や療育体制を充実し、関係者の共通のもと特性に応じた支援を行います。

事業名	内容
統合保育の充実	障がい児を障がいのない児童から隔絶することなく、ともに保育することで障がい児の心身の発達を促すとともに、障がい児への理解を深めることを目的として、全保育園、幼稚園での障がい児の受け入れを行っていきます。また、職員の研修等を実施し、資質の向上に努めることで保育の内容の充実を図ります。
障害児通所支援の充実	療育を必要とする児童についての利用意向に応えるため、障害児通所支援の拡充を図ります。
交流保育	市内の保育園、幼稚園等へ通所している児童及び職員の交流を実施します。
相談体制の充実	保健・医療・福祉・教育の関係機関の連携を強化し、早期からの教育相談の充実に努めます。
発達障がい児への専門的対応	一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな対応と、保護者への相談支援を行います。

② 学校教育の充実

障がいのある児童の能力や個性を発揮するため、障がいの早期発見、早期療育のための体制づくりや、保育園、幼稚園、小中学校への切れ目のない連続性のある教育指導の充実を図ります。また、幼少期から障がいのある人ない人が互いを理解し、ともに学ぶ教育を進めます。

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を図り、障がい児一人ひとりの特性や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための合理的配慮を行っていきます。

事業名	内容
就学指導の充実	入学、進学、転校等の就学指導にあたって、教育と福祉との連携を図ることで、障がい児一人ひとりが最も適正な就学の間を選択できるよう努めます。特に、入学について、早い時期からの情報提供を行うとともに、保護者と関係機関等が信頼関係を築くことができるよう努めます。
障がい児教育の充実	特別支援学級に携わる教職員に対する研修を進め、指導力の向上に努めます。また、普通学級担当教員をはじめ、学校全体が一体となった障がい児と担当教員の支援に努めます。
障がい児支援の充実	特別支援教育に移行する中で、地域の保護者への相談支援や小・中学校等の障がいのある児童生徒への教育的支援を行うなど、地域の障がい児教育の充実に努めます。
相談支援の充実	学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、専門的な対応が可能となるよう各種相談支援機関の機能充実を図ります。
交流教育の促進	障がい児が社会性を高めるとともに、障がいのない児童、生徒が障がいと障がい児についての理解を深められるよう、特別支援学校と小中学校との交流教育を推進します。
インクルーシブ教育システム構築	支援の必要な子どもやその保護者に寄り添える教育・保育が実施できるよう発達障がい等に関する基礎的な知識、対応技能を習得できる研修・指導体制を整えます。
特別支援教育の推進	障がいのある全ての児童・生徒の教育の一層の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターを中心に、一人ひとりの教育支援計画を作成し、特別支援教育を推進します。

③ 切れ目のない支援の仕組みづくり【重点】

特別な支援が必要な子どもの療育・保育・教育にあたっては、関係する医療、保健、福祉、教育などの専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行える環境を整えます。

妊娠時、出産、新生児期、乳幼児、幼児期、就学期などの発達段階に応じた適切な健診事業を実施し、ひだまり相談、のびっこ広場などの発達相談や保育所訪問などにより、早期から専門的な機関につなげます。

事業名	内容
母子保健事業の充実	子どもの発達段階に応じた適切な健診事業を実施し、発達に関する相談体制を充実するとともに、早期から専門的機関へつなぎます。
専門員の配置	特別支援教育コーディネーターや生活支援員を配置し、学習上、生活上の支援を行います。
情報共有による連携	保健事業での健康カルテ等を通じ、関係機関での情報共有を図り切れ目の無い支援の仕組みを整えます。

④ 施設のバリアフリー化

障がいのある児童が、個々のニーズに応じた学びの場にアクセスできるよう、通学時の移動手段の確保・整備や施設のバリアフリー化をすすめ、ともに学べる環境づくりを推進します。

事業名	内容
施設のバリアフリー化の推進	車いす使用者用便房、手すり、段差の解消、エレベーターの設置等、保育・教育施設のバリアフリー化を促進します。

（２）雇用・就業

障がい者が就労することについては、経済的自立や生きがいづくりとともに、一人ひとりがもつ能力を発揮することが社会を構成する一員として地域に貢献することにつながります。

アンケート調査では、働くために大切な環境は、身体に障がいのある人、精神に障がいのある人では「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」、知的障がいのある人では「障がいのある人に適した仕事があること」の割合が高くなっています。

そのため、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を進めることが必要です。

① 障がいのある人の就労に対する理解促進

ハローワーク、商工会議所等との連携により、雇用率の向上のための啓発活動を推進し、障がいのある人のさらなる雇用の拡大を図ります。

事業名	内容
事業者への啓発、広報	障がい者の法定雇用率の達成はもちろん、希望する障がいのある人ができるかぎり一般雇用に就くことができるよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、事業者へ各種制度の周知を図ります。また、障がい者の雇用促進、職場環境のバリアフリー化等についての啓発、広報に努めます。
就労に関する情報提供の充実	企業への就労を希望する障がいのある人に、その能力や特性に応じた訓練等、支援体制に関する情報提供に努めます。
県障がい者技能競技大会（アビリンピック）等の支援	県障がい者技能競技大会（アビリンピック）等の支援・啓発を行い、障がい者の職業能力の開発を図るとともに、事業者の理解を深め、障がい者の雇用を促進します。

② 多様な雇用・就労の促進

障がいのある人が就労できるよう、商工会やハローワークと連携し、障がいのある人の労働環境の改善、安定した雇用ができるよう努めます。また、障がいのある人の就労の機会を拡大するため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（優先調達推進法）」が平成 25 年 4 月から施行されたことから、市や市の関係団体における業務委託や物品の調達について、障がい者施設からの調達を推進します。

また障がいのある人が農業分野での生産に従事するための取り組み「農福連携」（ノウフク）が地域においてより一層、自主的・自立的に推進されるよう、農家や農地所有適格法人等と就労支援サービス提供事業所等との連携の仕方について、先進地事例を研究し、就労機会の拡大に努めます。

事業名	内容
民間企業での就業に向けた取り組み	民間企業での就業の可能性をもつ障がいのある人については、自立に向けた指導、支援を行うとともに、障がい者雇用理解ある企業等へ働きかけ、一般企業での就業をめざします。
職員等の採用	瑞穂市における障がい者雇用率を引き続き維持できるよう、職員の計画的な採用を行います。また、障がいの種類や程度、障がいのある人の能力に応じた就労時間や就労形態についても研究していきます。
就労支援の充実	ハローワークをはじめ、障がい者雇用企業支援センター等の関係機関の連携により、就労支援体制の充実を図ります。
障害者就労施設等からの物品等の調達	市における障害者就労施設等からの物品等の調達を図るための方針を定め、障害者就労施設等からの物品や役務の優先調達を推進します。
福祉的雇用の充実等	福祉的雇用について、市が発注する作業等の委託事業の拡大により、安定した作業量の確保を支援します。民間企業の作業委託の啓発を図ります。
福祉の店の設置等	福祉的就労に従事する障がいのある人の収入が少しでも多くなるよう、製品の販路拡大、“福祉の店”の設置等を支援します。
ジョブコーチ等各種支援制度の普及啓発	岐阜労働局等と連携を図り、障がい者雇用への各種助成制度やトライアル雇用、ジョブコーチ制度をはじめとする各種支援制度の普及、啓発に努めます。

③ 就労定着支援

障がいのある人と事業主に対し、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用を生活支援センターと連携し推進します。

身近な地域での福祉的就労場所の確保のため、地域バランス等も考慮する中で、通

所による就労移行・就労継続支援施設等の整備を支援します。

事業名	内容
就労支援の充実	ジョブコーチ等の利用を促進し、継続的な就労を支援します。

(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動

スポーツ・レクリエーションや文化活動は、障がいのある人の生活をより豊かにし、生きがいにつながるとともに、地域におけるさまざまな交流機会ともなることから、能力や個性、意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが重要です。

アンケート調査では、現在、趣味や地域の活動に参加している人は、2割程度であり、健康上の問題や「一人では参加しにくい」などという理由で参加していない人がいます。

そのため、多様な交流機会づくりに努め、障がい者の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。また、レクリエーションなどの情報提供、活動を支援するとともに、イベント時における配慮・支援や施設のバリアフリー化等参加しやすい環境づくりが必要です。

① 生涯学習の推進

障がいのある人が文化・芸術活動の楽しさを知り、自己実現や社会参加が図られるよう、障がいのある人が参加する文化・芸術サークル等を支援します。また、こうした活動を通して障がいのある人もない人も相互に理解しあうよう交流を促進します。さらに、障がいのある人が文化・芸術活動等に積極的に参加できる環境づくりとして、障がいのある人の学習成果の発表の場を提供することで参加促進を図ります。

事業名	内容
文化展等への支援	障がいのある人が参加しやすい文化祭、展覧会の企画運営に努め、障がいのある人が文化、芸術に接する機会と創作活動成果の発表機会の拡充を図ります。
指導者の確保	文化活動やレクリエーション活動の指導者の確保と派遣体制の確立に努めます。
図書館サービスの充実	ニーズに応じて視覚障がい者のための点字本、録音テープ、聴覚障がい者のための字幕（手話）入りビデオテープ等の充実を図るとともに、点訳サービスの実施について検討します。
文化施設等の整備	施設的环境整備の遅れから、文化活動等に参加できないこと、参加を控えることを解消するため、文化施設等のバリアフリー化を推進します。
生涯学習の受け入れ	生涯学習において、できる限り多くの障がいのある人が参加できるよう環境を整備し、また、要望に応じ、障がいのある人を対象とした各種講座を検討します。

③ 障がい者スポーツ活動の推進

社会福祉協議会をはじめ、県スポーツ協会、スポーツ推進委員など関係団体と連携し、障がい者スポーツ教室やスポーツフェスタ等を開催して、障がいのある人がスポーツに親しむ機会を拡大します。また、障がい者スポーツの普及・振興のため、指導員の育成に努めます。

事業名	内容
各種障がい者スポーツ大会への支援	市、県、全国で開催される障がいのある人の各種スポーツ大会への参加を支援します。
障がい者スポーツの指導者等の確保	障がいの特性に応じて適切な指導ができる、障がい者スポーツ指導者の育成とリーダーバンクの設置を図り、ボランティア指導者等の情報提供に努めます。
障がい者を対象としたスポーツ教室の開催	障がい者スポーツの入門編とも言えるスポーツ教室については、陸上競技、車いすマラソン、水泳、卓球、車いすバスケットボール、車いすテニス、盲人スポーツ等、県障害者スポーツ協会と連携していきます。
障がい者スポーツのデモンストレーション	各種の催物、大会等において、障がい者スポーツを実演し、障がい者スポーツの普及と障がいのある人の理解の促進に努めます。
スポーツ施設の整備	障がい者が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、また、スポーツ観戦ができるよう、スポーツ施設のバリアフリー化を推進します。

③ 情報コミュニケーション支援の充実

障がいのある人に対する情報提供を確保するため、広報紙等の音訳化、点字化の支援を実施するとともに、ＩＴや福祉用具による情報提供体制の整備に取り組みます。また、障がいの特性に応じて、講演会や研修会への手話通訳者、要約筆記者の派遣を実施します。

視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対する点字や音声、手話等による情報支援のため、市役所等の窓口業務の円滑化等に必要な情報支援機器やソフトウェア等の整備を推進します。

事業名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	講演会や研修会などへの手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
情報のバリアフリー化の推進	広報紙の音訳化、ホームページの音声読上げ機能など情報のバリアフリー化を推進します。手話や筆談など窓口での適切な意思疎通に取り組みます。
手話奉仕員養成事業	手話奉仕員養成講座を開催し、担い手の育成に取り組みます。

3 すべての人にやさしいまちづくり

(1) まちづくり

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加の妨げになる様々なバリア（社会的障壁）を取り除いていくことが必要です。

アンケート調査では、外出の際に困ったり、不便に感じることは、身体に障がいのある人で「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」が2割強となっています。

2020年（平成32年）には、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会が開催され、障がい者が暮らしやすいまちづくりについて更なる理解の促進を図ることが求められています。安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた障がい者に配慮したまちづくりが必要です。

災害時には、速やかな情報の確保や避難時の対応が重要となるため、正確な情報を入手できる環境づくりを推進するとともに、普段の啓発活動や訓練の実施、避難時における支援体制の充実に向けた取り組みが必要となります。

アンケート調査の結果をみると、避難行動要支援者名簿に登録していない人は8割となっています。

今後、災害時において、地域住民と連携して、避難行動要支援者登録制度のための体制づくりの充実を図ります。また、災害時の避難所として、福祉、医療的なケアを配慮した福祉避難所の充実に努めます。

① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

既存の施設や新たに建設する施設のバリアフリー化を行う際には、障がいのある人の立場に立った利用しやすい施設を目指し、障がいのある人の意見を積極的に反映させるとともに、案内・誘導装置の設置や障がい者用駐車場の確保、スロープの整備、すべての人に配慮した使いやすいトイレの整備などを推進します。

また、民間施設等に対しても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン導入を働きかけます。

事業名	内容
公共建築物、交通施設等の整備	県条例及び市の開発指導要綱に基づき、公共建築物や環境施設などについて、ユニバーサルデザインに配慮した指導やバリアフリー化について指導を行うとともに、交通バリアフリーの促進を図ります。
安全で快適な道づくり	駅周辺、通学路、公共公益施設周辺など、歩行者の安全確保の重要性が高い場所において、歩道の設置やカラー舗装による歩車分離、自動車の速度を低減するための狭さくの設置を進め、歩行環境を整備します。
住宅改造の促進	家庭内における障がいのある人の生活の質を高めるとともに、介護者の負担を軽減するため、地域生活支援事業における日常生活用具給付事業や介護保険制度における住宅改修費の支給制度の周知を図り、住宅改造を促進します。
外出支援の充実	移動支援サービス及び福祉有償運送サービスの周知を図り、その利用を促進するとともに、タクシー利用料金や介助用自動車の購入等に要する費用の一部を助成し、外出支援策の充実を図ります。

② 防災・防犯対策の充実

障がいのある人の防災・防犯に関する知識の普及と意識向上を図るため、パンフレットの配布等により啓発に努めます。

また、障がいのある人だけでなく、子どもや高齢者が地域で安心して暮らせるよう、自治会、民生委員・児童委員と連携して要配慮者を地域全体で見守る体制の整備に努めます。安否確認や急病等の緊急時に対応できる仕組みを構築するとともに、障がいのある人の防災訓練への参加促進を通じて障がいのある人とない人が地域でともに支え合う体制づくりを目指します。

さらに、避難後の支援として、福祉避難所として利用可能な公共施設の選定と指定について検討し、避難所の整備にあたっては、段差の解消、手すりや誘導装置、障がい者用トイレの設置など施設的环境について配慮します。

事業名	内容
自主防災組織の育成等	市内各自主防災組織を育成・活性化し、地域住民を中心とした災害時要支援者の支援体制を整備します。 障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、また災害時に支援が受けられるよう地域の防犯・防災ネットワークづくりを促進します。
防犯・防災知識の普及	障がいのある人に対し、防犯・防災に関する知識の普及を図るとともに、住民に対しては、障がいのある人への援助に関する知識の普及に努めます。
メール・ファックス 110 番等の普及	聴覚障がい者や音声言語障がい者が、事件事故等に警察機関や消防機関への緊急通報手段として、また、緊急通報を受理するメール・ファックス 110 番等の普及促進に努めます。
避難行動要支援者の実態把握	障がい者団体、社会福祉協議会、消防署、民生委員・児童委員、市関係各課等の連携のもと、プライバシーに十分配慮しながら、自力避難の困難な障がいのある人の把握に努め、個別計画の作成を推進します。
緊急通報装置の拡充	ひとり暮らしの重度障がい者に緊急事態が発生した場合に備え、緊急通報装置を設置し、生活不安の解消を図ります。
避難所のバリアフリー化	障がいのある人が利用できる便所の確保、車いすの整備等避難所におけるバリアフリー化の整備に努めます。
避難施設の充実	災害時において、障がいのある人の避難所として、福祉サービスを提供している事業所等の活用を事業者に働きかけます。
災害時等の情報伝達の充実	障がいのある人に災害情報、避難所の開設情報などが伝わるように、情報伝達システムの整備に努めます。
障がい者の災害時支援（支援パンダナ配布）	災害時に支援を必要とする障がいのあるかたが、自分が障がいがあることを周囲に伝え、支援を受けやすくするための障がい者災害時支援パンダナを配布します。

(2) 啓発・広報

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障がいに加え、難病、発達障がい及びその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。

さらに、平成25年6月には、障害者差別解消法が公布、平成28年4月に施行され、障がい者の権利擁護のための法整備が進んできています。一方で、アンケート調査では障害者差別解消法について、知らない市民が9割と制度の周知が進んでいません。また、アンケート調査では、ふだんの暮らしの中で、障がいのある人への差別や偏見をあると感じている人は、身体に障がいのある人に比べ、知的障がいのある人で4割強、精神に障がいのある人で4割半ばと高くなっています。また、差別や偏見を感じる時は、「まちかどでの人の視線」が身体に障がいのある人で4割半ば、知的障がいのある人で約6割、「仕事や収入」が精神に障がいのある人で約6割と高くなっています。そのため、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが重要です。

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を講演会、広報等を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。行政機関等においては、障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項に基づき、必要かつ合理的配慮や、差別を受けた場合等の対応を図れるよう市役所職員に向けた研修等を実施、対応します。

事業名	内容
広報等による啓発	市広報、FMみずほ、社協だより等により、ボランティア活動、障がいのある人や特別支援学校等が行う活動、催物等の紹介など広報活動を強化します。障がい者週間や市のイベントなどさまざまな機会を捉え障がい者の方の活動のようすや各種制度、法律について啓発を行います。
福祉大会等での啓発	福祉大会、障がい者スポーツ大会等を積極的に活用し、障がいのある人自らの自立と社会参加への意欲を高めるとともに、住民に対しては、障がい者問題についての理解を高める機会としていきます。
市職員等の理解促進	障がいのある人に関する施策は、多くの分野に関わることから、職員等を対象として障がいの特性や障がいのある人の理解の促進を図ります。

事業名	内容
ふれあいの場づくり	障がい者関連施設において、地域住民との交流が図られるよう、施設祭り、文化祭等のふれあいの場づくりを支援します。また、特別支援学校等と小・中学校、幼稚園・保育園等との児童生徒の交流の場づくりを支援します。
地域への協力要請	障がいのある人も地域住民の一人として、地域行事へ積極的に参加していけるよう、民生委員等に対して協力を要請していきます。
差別の解消と合理的配慮の推進	市の人権施策を総合的かつ効果的に推進するための基本指針「瑞穂市人権施策推進指針」を策定し、障がい者も高齢者も、一人ひとりが個人として尊重される地域社会の実現に向けて取り組みます。
「障がい者に関するマーク」の周知・啓発	広報みずほやホームページなどで定期的に周知・啓発を図り、ヘルプマークなどの障がい者に関するマークの理解度を高め、配慮を必要としている方が支援を受けやすい地域社会をつくります。

② 福祉教育の推進

小さなころからの福祉教育を一層推進するとともに、各種団体等と連携・協力し、障がいのある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ります。

体験交流の促進やキャップハンディ体験、手話講座等学びの機会を提供することで、子どもから大人まで、すべての市民が、障がいのある人に対する理解を深められる取り組みを推進します。

事業名	内容
学校教育における福祉教育の推進	障がいのある子どもたちについての正しい理解と認識を深め、幼い時から福祉の心を育てていくため、市及び社会福祉協議会が中心となって、資料提供、体験の場の提供、人材の派遣等に努めていきます。また、同時に研修等を実施し、教員の福祉についての知識を広め、情熱を高めることで児童・生徒への指導力の向上を図ります。
社会教育の場における福祉教育の推進	生涯学習、福祉講座等の社会教育の場において、障がい者問題をテーマとして取り上げ、住民の障がい者理解を深めていきます。また、企業が行う社会貢献活動に必要な技術や知識の提供を積極的に推進します。

③ ボランティア活動の推進

住みなれた地域で誰もが安心して暮らせるために、地域で暮らすひとり暮らし高齢者や障がい者など地域の生活課題や福祉課題を共有し解決できる仕組みづくりを目指し、地域住民や社会福祉協議会、事業所等と連携し、身近な地域で支え合う生活支援ネットワークの構築を支援します。

事業名	内容
ボランティアの育成	ボランティアスクール、ボランティアリーダー養成講座等の社会福祉協議会が行う事業を支援し、ボランティア活動のきっかけを提供することにより、ボランティア活動の振興を図ります。
街角ボランティア	点訳、手話通訳、移送サービス等の継続的で密度の濃いボランティアではなく、“街角での手助け”といった、すそ野の広いボランティアの促進を図ります。
ボランティア活動の支援体制の整備	企業や各種団体等の連携により、ボランティア活動の機会の提供及び活動支援を行い、ボランティアの育成・強化を図ります
ボランティアに関する情報提供の充実	既存の各種ボランティア団体への情報提供等により、活動の活性化を推進します。

④ 当事者組織活動への支援

障がいのある人及びその家族の団体の活動への支援を行うことで、障がいのある人の社会参加につなげます。

事業名	内容
当事者組織活動への支援	障がいのある人及びその家族等により組織する団体の活動、新たな団体の組織化についての支援を行い、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。



第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画

1 基本指針について

(1) 国の基本指針

今般の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を定めるものとされています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下の通りです。

基本的な考え方

1 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する。

- ・ 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・ 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ・ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、1の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

- ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ・ 就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進による、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着促進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹的相談支援センターを市町村において設置する。

- ・ 相談支援体制の構築
- ・ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・ 発達障がい者等に対する支援
- ・ 協議会の設置等

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい児については、次に掲げる点に配慮して、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る。

- ・ 地域支援体制の構築
- ・ 保健、医療、保育、教育、就労支援、障がい福祉等の関係機関と連携した支援
- ・ 地域社会への参加・包容の推進
- ・ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ・ 障がい児相談支援の提供体制の確保

基本指針においては、計画において、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に係る目標を設定することが求められています。具体的には、

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

の5点について、障害福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえて、平成32年度における成果目標を設定することとされています。

2 平成 32 年度の成果目標

(1) 障害福祉計画の成果目標

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 国の指針

施設入所者の削減は、国の指針では平成 28 年度末の施設入所者数の 2%以上削減することとなっています。

施設入所者の地域生活への移行は、国の指針では、平成 28 年度時点の施設入所者数の 9%以上となっています。

イ 数値目標設定の考え方

○本市の平成 25 年度末の施設入所者数は 34 人でした。平成 28 年度末時点の施設入所者数は 30 人であり、平成 25 年度末より 4 人減少しています。

○平成 28 年度末時点より 2 人の削減を進めるとともに、平成 32 年度末までの地域移行者数の目標を 28 人とします。

ウ 第 5 期計画における数値目標

施設入所者	28 人
施設入所者の削減数	2 人
施設入所から地域生活へ移行した人数	4 人

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 国の指針

国の指針では、平成 32 年度までに「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」及び「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」が設定され、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保を図ることとされています。

イ 数値目標設定の考え方

〇国の方針を踏まえ、市内で保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

ウ 第 5 期計画における数値目標

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	市内で 1 箇所
-----------------------	----------

※協議の場は市が設置し、自立支援協議会等の関係機関で構成します。

③ 地域生活支援拠点等の整備

ア 国の指針

国の指針では、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショーステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つの機能が求められる地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することとされています。

イ 数値目標設定の考え方

○障がい者の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、地域の社会資源を活かしながら、障がい者の日常生活を支援するための地域生活支援拠点又は面的な体制の整備に取り組みます。

○平成32年度末までに市内において、少なくとも1つの地域生活支援拠点等を整備することを目標とします。

ウ 第5期計画における数値目標

地域生活支援拠点等を整備（面的整備の充実を図る）

市内で1箇所

④ 福祉施設から一般就労への移行等

ア 国の指針

福祉施設から一般就労への移行は、国の指針では、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上にすることとされています。

就労移行支援事業の利用者数は、国の指針では、平成 28 年度末における利用者数から 2 割以上増加させることとされています。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加は、国の指針では、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上にするにとされています。

就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率は、国の指針では、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上にするにとされています。

イ 数値目標設定の考え方

○本町の平成 28 年度末の一般就労移行者数は 3 人、また、平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者は 8 人でした。

○平成 32 年度末における一般企業・事業所等に就労する人の目標を 6 人、就労移行支援事業利用者の目標を 10 人と設定します。また、町内就労移行支援事業所に対し、就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上を目指すよう働きかけていきます。

ウ 第 5 期計画における数値目標

福祉施設から一般就労への移行者	6 人
就労移行支援事業利用者数	10 人
就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	5 割以上
就労定着支援事業による 1 年後の職場定着率	8 割以上

(2) 障害児福祉計画の成果目標

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

ア 国の指針

児童発達支援センターの設置は、国の指針では、各市町村に少なくとも1箇所以上設置することとされています。

保育所等訪問支援の充実は、国の指針では、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保は、国の指針では、各市町村単独で確保が困難な場合は圏域に少なくとも1箇所以上確保することとされています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置は、国の指針では、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

イ 数値目標設定の考え方

○児童発達支援センターについては、平成32年度末までに市内において、少なくとも1つを目標とします。

○保育所訪問支援については、平成32年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保については、平成32年度末までに市内において、少なくとも1つを目標とします。

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、平成30年度までに市内において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。

ウ 第5期計画における数値目標

児童発達支援センターの設置	市内で1箇所
保育所等訪問支援の充実	市内で1箇所
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス	市内で1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	市内で1箇所

3 障がい福祉サービス等の利用見込みと確保方策

(1) 自立支援給付事業

① 訪問系サービス

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者の自宅で、入浴・排泄・食時等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	常に介護を必要とする肢体の重度障がい者に、自宅で入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動介護などを総合的にを行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者に、移動時または外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）や必要な移動の援護、排泄、食事の介護を行います。
行動援護	常に介護を必要とし、知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難を有する方に、行動する時に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、意思疎通および障がいによって行動上著しい困難を有する方に、居宅介護、生活介護、短期入所等の支援を包括的にを行います。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

○平成27年度から29年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成32年度までの見込み量を算出します。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
居宅介護（ホームヘルプ）	人／月	31	32	33
	時間／月	450	465	480
重度訪問介護	人／月	2	2	2
	時間／月	600	600	600
同行援護	人／月	1	1	1
	時間／月	20	20	20
行動援護	人／月	5	5	6
	時間／月	50	50	60
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0

エ 見込み量の確保に向けた方策

- 利用者のニーズを踏まえて、障がいがある人が、住み慣れた地域で適切なサービスを利用できるよう努めます。
- 障がいのある人地域中で、行動し活動する上で必要なサポートを積極的行います。
- 近隣市町とも連携してサービスを利用しやすい環境づくりに取り組みます。
- 公的施設や施設運営を行っている法人と連携するなどして、スペースの有効活用を進めます。

② 日中活動系サービス

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、主に昼間に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	病院や施設を退院・退所した方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	病院や施設を退院・退所した方が、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を目指す方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な方に、雇用契約を結び、就労の機会の提供や生産活動などの提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援（B型）	企業等や就労継続支援A型での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方、または、雇用契約に結び付かなかった方に、就労機会や生産活動の場、就労に向けた支援等を行います。
療養介護	常に医療及び介護を必要とする方で、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の支援等を行います。
短期入所（医療型）	居家で介護を行う方が病気などの理由により、介護できない場合に、施設等で短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護および医学的管理のもとでの治療等を行います。
短期入所（福祉型）	居家で介護を行う方が病気などの理由により、介護できない場合に、施設等で短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護を行います。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

- 平成 27 年度から 29 年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成 32 年度までの見込み量を算出します。
- また、特別支援学校からの新規卒業者による利用者数、施設入所からの移行者数を勘案しています。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
生活介護	人／月	98	100	102
	人日／月	1,960	2,000	2,040
自立訓練（機能訓練）	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人／月	2	2	2
	人日／月	40	40	40
就労移行支援	人／月	11	12	13
	人日／月	116	128	140
就労定着支援（新規）	人／月	1	2	3
就労継続支援（A型）	人／月	64	68	72
	人日／月	1,280	1,360	1,449
就労継続支援（B型）	人／月	60	65	70
	人日／月	1,120	1,220	1,320
療養介護	人／月	3	3	3
短期入所（医療型）	人／月	2	2	2
	人日／月	10	10	10
短期入所（福祉型）	人／月	15	16	17
	人日／月	87	93	98

エ 見込み量の確保に向けた方策

- 各種サービスの質・量の充実に努めます。
- 障がいのある人の就労の場の確保を関係機関に呼びかけるとともに、自立支援協議会等で、より効果的な取り組みを検討していきます。
- 今後も就労支援（B型）の事業所をとおして、職場実習の場の確保に努めます。
- 公的施設や施設運営を行っている法人と連携するなどして、スペースの有効活用を進めます。
- 障がいの特性に応じた就職先が確保できるよう、関係機関との連携を密にしていきます。

③ 居住系サービス

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
共同生活援助（グループホーム）	地域において共同生活を営む方に、主に夜間に共同生活を営む住居において、相談その他日常生活の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して、主に夜間に入浴、排泄、食事の介護などのサービスを行います。
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

- 平成 27 年度から 29 年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成 32 年度までの見込み量を算出します。
- また、施設入所からの地域移行者数を勘案します。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30 年度	31 年度	32 年度
共同生活援助（グループホーム）	人／月	20	22	24
施設入所支援	人／月	30	30	29
自立生活援助	人／月	1	2	3

エ 見込み量の確保に向けた方策

- 施設入所者の地域移行を進め、待機者の把握と適切な調整に努めます。
- 障がいのある人の症状や生活環境に配慮し、国や岐阜県の方針に沿った対応、サービスの充実を図ります。
- グループホームの設置について、ニーズの実情把握、情報収集を行います。
- グループホーム等のあり方等について協議機関で議論を深めていきます。

④ 相談支援

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援など）を利用する全ての方に、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談を行います。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

- 計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者全てを対象としています。
- 地域移行支援については、入所支援、精神科病院から地域生活への移行者数を勘案しています。
- 地域定着支援については、地域生活への移行者数、居宅において単身で生活し、地域生活が不安定な方を勘案しています。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
計画相談支援	人／月	52	54	56
地域移行支援	人／月	1	1	1
地域定着支援	人／月	1	1	1

エ 見込み量の確保に向けた方策

- 障がいのある人が適切なサービスを組み合わせて利用できるよう、利用計画を作成する相談支援専門員の確保に努めます。
- 入所施設等から地域生活に移行するために必要かつ適切なサービスを関係機関と連携して提供していきます。
- 岐阜県や周辺市町とのネットワークを強化し、専門的な相談体制の確保に努めます。

(2) 地域生活支援事業

- ① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援、障害者相談支援、成年後見制度支援、意思疎通支援、手話奉仕員養成研修、移動支援、地域活動センター事業

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	日常生活や社会生活を営む上で支障となる「社会的障壁」を除去するため、障がいに対する理解を促進する研修や啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう地域における自発的な取り組みを支援します。
障害者相談支援事業	障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、相談体制の充実を図り、より良い支援方法の提供を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者とその家族の地域における生活を支援するために、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど様々な相談に応じる窓口を設置します。
市町村相談支援機能強化事業	相談支援事業を適正かつ円滑に実施できるよう、専門的職員を設置し、相談支援機能の強化を図ります。
住居入所等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由で入居が困難な方に、入居に必要な調整や地域生活等の支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが適当であると認められる方に、成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることが困難な方に、手話通訳者等の派遣を行います。
手話通訳者設置事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障がいにより、意思疎通を図ることが困難な方に、窓口到手話通訳者等の設置を行います。
日常生活用具給付事業	日常生活上の便宜を図るため、日常生活上必要となる生活用具の支給を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活の会話ができる知識や表現技術を習得した手話奉仕員の養成を図ります。
移動支援事業	障がい者の社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など多様な活動の場を設けます。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

○平成 27 年度から 29 年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成 32 年度までの見込み量を算出します。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30 年度	31 年度	32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
障害者相談支援事業	箇所	8	8	8
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無
住居入所等支援事業	実施の有無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件数	25	26	27
手話通訳者設置事業	人数	0	0	0
介護・訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	11	12	13
在宅療養等支援用具	件	18	19	20
情報・意思疎通支援用具	件	6	7	8
排泄管理支援用具	件	390	400	410
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	5	5	5
移動支援事業	実利用者数	43	46	49
	1人月当たり 利用時間数	3,520	3,780	4,040
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	3
	実利用者数	30	30	30

② 訪問入浴事業、日中一時支援事業

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
訪問入浴事業	在宅の重度身体障がい者で、自力または家族等の介助だけでは入浴が困難な方に、訪問入浴を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、介護者の負担軽減を図ります。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

○平成27年度から29年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成32年度までの見込み量を算出します。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
訪問入浴事業	実利用者数	5	5	5
日中一時支援事業	実利用者数	6	6	6

エ 見込み量の確保に向けた方策

- 障がいのある人が地域で自立した生活を営めるよう、自立支援協議会での議論を深め、適切な支援に努めます。
- 支援困難な事例や先進的な取り組みを研究し、より効果的な施策を検討します
- 基幹相談支援センターの設置を検討していきます。
- 成年後見制度利用支援事業の実施へ向けて引き続き関係機関との調整に努めます。

③ 優先調達

ア 第5期計画における見込み量算出の考え方

○平成27年度から29年度の優先調達の実績額を勘案し、平成32年度までの見込み量を算出します。

イ 第5期計画における見込み

	単位	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
優先調達額	万円	130	140	150

ウ 見込み量の確保に向けた方策

- 毎年、市の優先調達方針を定め、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所などの物品や役務の優先調達に努めます。
- 引き続き保育所の副食（おやつ）の優先調達を実施するとともに、印刷業務などの簡易業務について優先調達の可能性を検討します。
- 市の関係団体などへの障害者優先調達推進法の啓発を行い、障害者就労施設などの受注の機会の拡大と供給する物品の需要促進を図ります。

④ 市職員の障がい者の雇用率

ア 第5期計画における見込み量算出の考え方

- 従業員 45.5 人以上の民間企業などにおける法定雇用率は、平成 30 年 4 月から精神に障がいのある人も対象に加えられ、民間企業で 2.0%から 2.2%に、地方公共団体で 2.3%から 2.5%にそれぞれ引き上げられます。
- 今後、状況を見極めたうえで、さらに民間企業で 2.3%に、地方公共団体で 2.6%に引き上げられる予定です。

イ 第5期計画における見込み

	単位	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
市職員の障がい者の雇用率	%	2.5	2.5	2.5

ウ 見込み量の確保に向けた方策

- 市の障がい者雇用率を引き続き維持できるよう市職員の採用計画を定め、障がい者枠での採用など計画的な採用に努めます。
- 障がいの種類や程度、能力に応じた就労時間や就労形態について研究を進めます。

4 障がい児支援の利用見込みと確保方策

(1) 障がい児支援

ア サービスの概要

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	特別支援学校等に通学している児童に、授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流その他の便宜を供与します。
保育所等訪問支援	幼稚園等に訪問し、他の幼児との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
医療型児童発達支援	身体、知的、精神障がい（発達障がいを含む）のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練および医療的管理下において必要な治療を行います。
障害児相談支援	児童福祉サービスを利用するすべての児童に、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、障害児支援利用計画案を作成します。また、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、福祉・保健・医療・保育・教育等の関連分野の支援を調整するためのコーディネーターを配置します。

イ 第5期計画における見込み量算出の考え方

- 平成 27 年度から 29 年度の利用者数ならびに利用量の実績を勘案し、平成 32 年度までの見込み量を算出します。
- 障害児相談支援については、障害児通所支援利用者全てを対象としています。

ウ 第5期計画における見込み

サービス名	区分	第5期計画（見込み）		
		30年度	31年度	32年度
児童発達支援	人／月	165	170	175
	人日／月	525	540	560
放課後等デイサービス	人／月	100	110	120
	人日／月	1,000	1,100	1,200
保育所等訪問支援	人／月	3	3	3
	人日／月	3	3	3
医療型児童発達支援	人／月	12	12	13
	人日／月	80	80	87
障害児相談支援	人／月	58	60	62
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0
	人日／月	0	0	0

医療的ケア児支援のために関連分野の協議の場に、平成30年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを少なくとも1名配置します。

エ 見込み量の確保に向けた方策

- 児童の障がいを早期に発見することは、発達段階に応じた一貫した支援を行うために重要であると考えられます。そのためにも保護者が孤立して悩むことがないよう、相談体制の充実に努めます。
- 発達障がいの顕在化とともに、対応範囲が拡大することが考えられ、関係機関との連携を密にして、実情やニーズの把握に努めます。
- 放課後等デイサービスのニーズが高まることが予想され、事業所の対応を支援する方策を検討していきます。



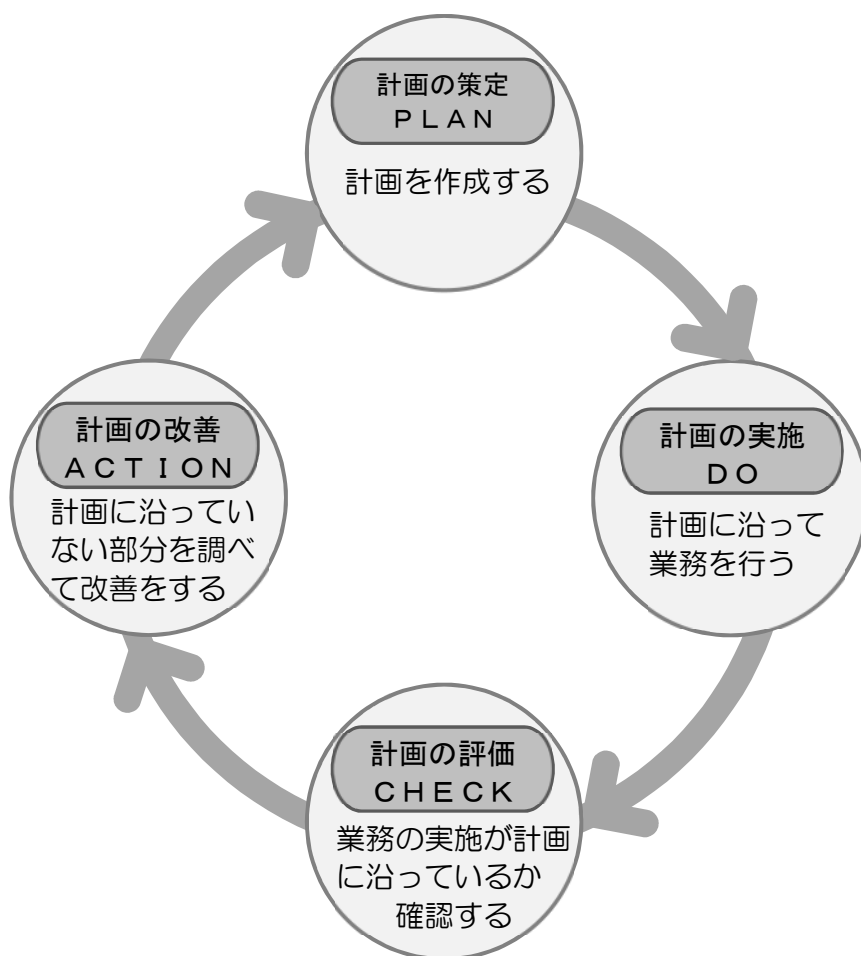
第6章

計画の推進

1 計画の進行管理

計画期間中においても、PDCAサイクルに沿って、計画に基づく施策・事業について評価を行い、効果的かつ適切な施策・事業を推進するとともに、施策・事業の重点化を図るため、必要な見直しをします。

また、計画の進捗状況を継続的に点検するとともに、障がいのある人のニーズや社会経済状況、国や県などの各種障がい者施策の推移等を踏まえて、障害福祉計画との整合性を図りながら必要に応じて計画を見直すこととします。



※ PDCAサイクル
P = PLAN（プラン）…具体的な施策など
D = DO（ドゥ）…実行
C = CHECK（チェック）…点検・評価
A = ACTION（アクション）…改善

2 総合的な推進体制

障がい者施策、障がい福祉サービスや障がい児通所サービスなどの確保を総合的かつ計画的に推進するためには、組織的な連携による取り組みが重要です。本市では、障害者基本法第36条第4項の規定に基づき、市の附属機関である「瑞穂市障害者計画等策定委員会」を設置しています。この委員会では、瑞穂市障害者計画や瑞穂市障害福祉計画・瑞穂市障害児計画の策定について審議します。そのため学識経験者や関係機関、障がい者団体代表や公募の市民など幅広い意見の聴取に努めています。障がいのある人ない人もできる限り住み慣れた地域で生活を送ることができるよう支援するために、関係機関における情報共有の推進を行い、市民との協働を図ることにより支え合い、助け合うネットワークが提供できる環境を整備し、広範な障がい者施策の取り組みを強化します。

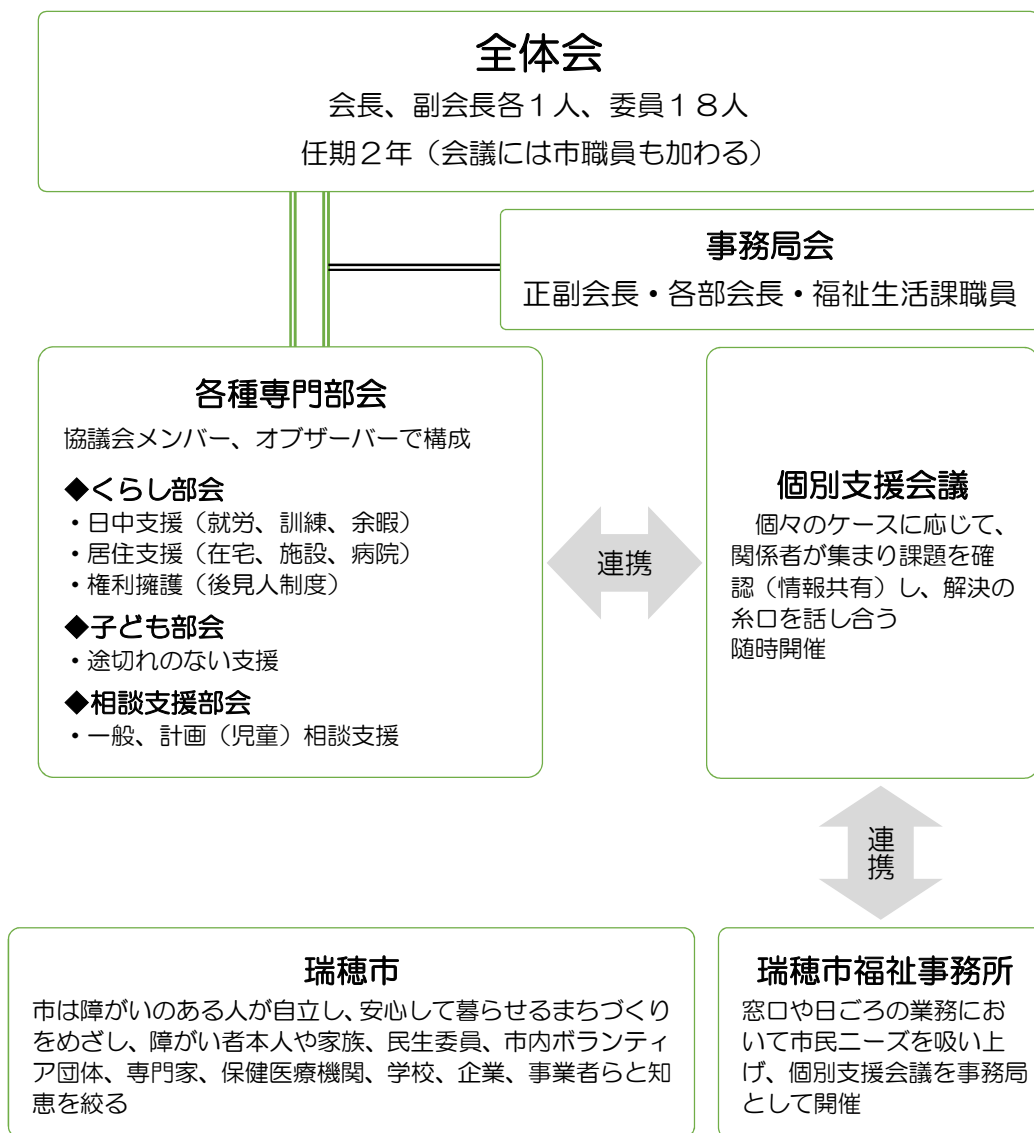
3 関係機関・団体との連携

障がい者施策を円滑に進めるためには、様々な分野の総合力が問われます。関係機関との緊密な連携を図るため、瑞穂市では、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づき、「瑞穂市障害者自立支援協議会」を設置しています。この協議会において、福祉、医療・保健、地域の支援者、サービス事業者、関係機関などと緊密な連携を図り、障がいのある人の支援、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに取り組みます。

さらに、課題ごとに専門部会を設け、就労や居住の確保、切れ目のない支援、障がいのある人の差別の解消や権利擁護などに取り組みます。また必要に応じ開催される個別支援会議とも連携を図ります。

この瑞穂市障害者自立支援協議会を通して本プランの進捗管理を行い、日々刻々と変化する経済や社会情勢や法律の改正、障がい者のニーズに適宜対応するため、必要な改善を促していく重要な役割を担う組織です。

瑞穂市障害者自立支援協議会組織図



4 庁内相互の連携

本計画に盛り込まれた施策の総合的な推進を図るため、全庁的に取り組む体制を整えていきます。また、障がい者関係団体、保健所、ハローワーク、教育委員会、障がい者施設関係者等の関連機関との連携を強化し、広範な障がい者施策の効果的な推進に努めます。

■ 資料編

1. 計画の策定経過
2. 瑞穂市附属機関設置条例
3. 瑞穂市障害者計画等策定委員会委員名簿
4. 障害福祉の用語解説

1. 計画の策定経過

年 月 日	主 な 内 容
平成 年 月 日	第1回障害者計画等策定委員会
平成 年 月 日	第2回障害者計画等策定委員会
平成 年 月 日	第3回障害者計画等策定委員会
平成 年 月 日	第4回障害者計画等策定委員会
平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	パブリックコメントを実施 障害者自立支援協議会での意見聴取
平成 年 月 日	第5回障害者計画等策定委員会定

2. 瑞穂市附属機関設置条例

平成20年9月30日

条例第30号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律又は他の条例に定めがあるものを除くほか、市が設置する附属機関について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本市に別表に定めるところにより、執行機関の附属機関を置く。

（担当事務）

第3条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる担任する事務について、
調
査、審議等（以下「審議等」という。）を行うものとする。

（組織）

第4条 附属機関の委員は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の委員選任基準に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は、別表に掲げる期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解職することができる。

（専門委員）

第6条 附属機関は、特別な事項を審議等するときは、附属機関の中に、又は別に、専門員を委嘱することができる。

2 専門委員は、当該審議等が終了したときは、解職されるものとする。

（会長等）

第7条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議を（以下「会議」という。）を招集し、その会議の議長となるほか、会
務
を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、委員の過半数を以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 附属機関の庶務は、別表に定める部又は課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

～ 省略 ～

附属機関の 属する執行 機関	附属機関名	担当する事務	委員 定数	委員選任基準	委員の 任期	庶務担当の 部課名
市長	瑞穂市障害者 計画等策定委 員会					福祉部 福祉生活課
市長	瑞穂市障害者 自立支援協議 会					福祉部 福祉生活課

3. 瑞穂市障害者計画等策定委員会委員名簿

50 音順・敬称略

番号	所 属	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

◎＝会長 ○＝副会長

4. 用語解説

【障がい福祉の用語】